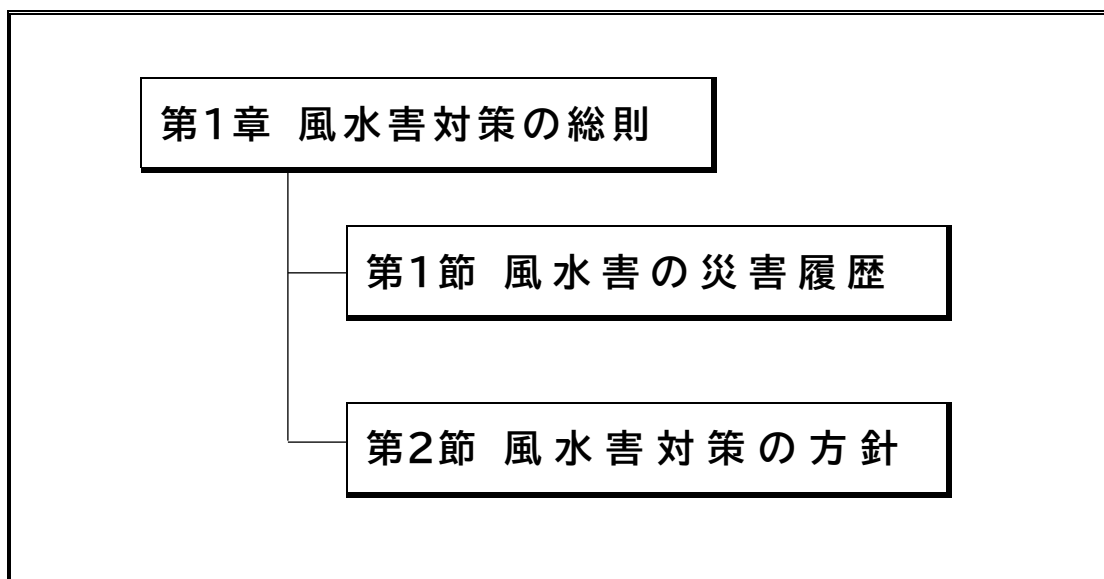


第3編 風水害対策計画

第1章 風水害対策の総則

この計画は、本市で発生すると考えられる風水害に対し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等を、総合的・計画的かつ有効的に実施することにより、市民の生命・身体・財産を保護するとともに、風水害等による被害の軽減を図り、社会の秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的に策定されたものである。

風水害対策の方針を策定するため、新座市洪水・土砂災害ハザードマップや、これまでの風水害履歴を勘案して、起こりうる最大規模の風水害を想定して対策の目標を設定した。



第1節 風水害の災害履歴

本市及びその周辺地域における洪水関連の災害履歴は、以下に示すとおりである。

(1) 河川の氾濫履歴

本市では、昭和33年9月の狩野川台風と昭和41年6月の台風4号により柳瀬川と黒目川が氾濫し、広い範囲に渡って浸水した。浸水の大半は、明治以来、水田が耕作されていたところである。かつては、水田が洪水の調節機能を果たしていたが、そこに集落が形成されたために、保水・遊水機能が失われ洪水被害を受けるようになったと考えられる。

しかし、本市の場合、昭和40年代の後半から、柳瀬川には堤防が築かれ、黒目川は河道を改修したため、それ以降は現在に至るまで、新河岸川流域で大きな洪水被害が発生したとき¹⁾でも、本市域では河川氾濫に伴う洪水被害は起こっていない。

なお、令和元年10月に発生した東日本台風では、静岡県や関東地方、甲信越地方、東北地方などで記録的な大雨となり、甚大な被害をもたらした。

本市では、黒目川が氾濫危険水位（最高水位：6.78）、柳瀬川が水防団待機水位（最高水位：19.31）に達したものの河川氾濫による被害は起こっていない。

(2) 内水氾濫履歴

都市化の進展に伴い、比高の小さい平野では谷底平野に限らず、段丘上でも異常な降雨によりしばしば浸水する。谷底平野では本川の排水機能は良くても、水位が上がることにより周囲の小河川や排水路から本川への排水ができなくなり、いわゆる内水氾濫を起こす。

本市では、柳瀬川及び黒目川の河川改修後、氾濫による洪水被害は起きていないが、改修後でも、平成3年9月の台風18号により、黒目川流域の谷底平野及び段丘上が小範囲の水害に見舞われた。

また、近年多発している短時間で局地的な大雨等により、地表水の増加に排水能力が追いつかず、道路冠水が発生し、住家の床上・床下浸水の被害が確認されている。

1) 1982(S57)年9月の台風第18号は、入間川、新河岸川流域に大きな被害を及ぼし、特に新河岸川では被害総額211億円にも及ぶ甚大な被害が発生した。新河岸川では流域の朝霞市、志木市、富士見市で浸水家屋9,285戸に及ぶ深刻な被害を発生させた。

□埼玉県内の災害履歴（大雨（洪水）・大雪関連）

年月日	災害名	被害概要	観測値
1958(S33) 9.25~27	暴風雨 (台風22号) (狩野川台風)	死者2名、負傷者2名、行方不明者1名/住家被害:全壊3棟、半壊3棟、流失1棟/住家浸水被害:床上1万1,563棟、床下2万9,981棟(川口市の93.9%の2万9,255棟、戸田町の70%の3,729棟浸水被害)/農業被害面積1万9,297町歩/農業被害金額5億8,478万円	降水量(25~27日) 川口 392mm 最大風速 熊谷(27日1時50分) 12.4m/s、WNW 最低海面気圧 熊谷(27日) 983.3hPa
1966(S41) 6.27~28	大雨 (台風4号) (前線)	死者6名、負傷者12名、行方不明者2名/住家被害:全壊2棟、半壊3棟、流失2棟、一部破損13棟/住家浸水被害:床上1万7,665棟、床下5万8,888棟/農業被害:面積6万2,105町歩、金額18億3,000万円	降水量(28日) 行田 332mm 川越 331mm 熊谷 267.1mm 最大1時間降水量 行田 45mm 熊谷 32mm
1974(S49) 9.1	大雨 (台風16号)	負傷者3名、行方不明者1名/住家被害:全壊1棟、半壊1棟、一部破損1棟/住家浸水被害:床上152棟、床下1,177棟/山・崖崩れ25か所/農業被害:面積3,869ha、金額9億6,600万円/農業施設:決壊94か所、被害金額5億3,200万円	最大1時間降水量 影森 50mm 秩父 47mm 狩場坂 42mm 上吉田 30mm
1982(S57) 9.10~12	大雨 (台風18号)	死者1名、負傷者2名/住家被害:全壊2棟、半壊10棟、一部破損9棟/住家浸水被害:床上1万1,712棟、床下4万8,368棟/農業被害:面積9万6,107ha、金額43億2,158万円/被害総額76億3,184万円	降水量(10~12日) 浦山 387mm 熊谷 373mm 秩父 366mm 降水量(12日) 熊谷 301.5mm 最大風速 熊谷(12日20時30分) 10.5m/s、SE
1991(H3) 9.18~19	大雨 (台風18号) (秋雨前線)	住家全壊1棟/住家浸水被害:床上6,382棟、床下2万2,059棟/農業被害:面積2,994ha、金額19億5,869万円/道路被害348か所/崖崩れ7か所	降水量(18~19日) 浦和 240mm 熊谷 226mm 最大1時間降水量 熊谷 29.5mm 鳩山 27mm
1993(H5) 6.21	大雨 (雷雨)	負傷者1名/住家一部損壊1棟/住家浸水被害:床上216棟、床下569棟	降水量(21日) 浦和 71mm
1993(H5) 8.27	大雨 (台風11号)	負傷者2名/住家被害:全壊1棟、一部破損2棟/住家浸水被害:床上2,060棟、床下15,787棟/農業被害:面積250ha、金額1億9,150万円	降水量(27日) 浦山 217mm 秩父 179mm 最大1時間降水量 浦山 33mm
1996(H8) 9.22	大雨 (台風17号)	負傷者4名/住家被害:半壊1棟、一部損壊26棟/住家浸水被害:床上761棟、床下4,329棟/土砂崩れ7か所/橋流失/道路冠水/鉄道運休/停電	降水量(22日) 浦山 217mm 浦和 193mm
1997(H9) 6.20	大雨 (台風7号)	負傷者2名/住家一部損壊6棟/住家浸水被害:床上1棟、床下12棟/道路冠水/鉄道不通	降水量(20日) 所沢 127mm

風水害対策編

第1章 風水害対策の総則

第1節 風水害の災害履歴

□埼玉県内の災害履歴（大雨（洪水）・大雪関連）（続き）

年月日	災害名	被害概要	観測値
1998(H10) 1.8~9	大雪	負傷者5名/鉄道不通/農作物被害/道路通行止め/電話回線障害	積雪(8日24時) 秩父 28cm 浦和 21cm
1998(H10) 1.15~16	大雪	負傷者24名/住家一部損壊3棟/農作物被害/交通事故/停電	積雪(15日22時) 秩父 48cm 三峰 70cm 所沢 47cm 寄居 35cm
1998(H10) 9.15~16	大雨 (台風5号)	負傷者2名/住家一部損壊15棟/住家浸水被害:床上585棟、床下1,651棟/道路冠水/鉄道不通/農作物被害	降水量(15~16日) 浦山 287mm
1999(H11) 7.13~15	大雨 (熱帯低気圧)	死者1名	降水量(13~15日) 越谷 115mm
1999(H11) 8.13~16	大雨 (熱帯低気圧)	負傷者2名/住家被害:全壊2棟、半壊10棟、一部損壊9棟/住家浸水被害:床上462棟、床下2,628棟/土砂崩れ340か所/鉄道不通/道路冠水/停電	降水量(13~14日) 浦山 478mm (荒川河川敷でキャンプの240人救出)
2000(H12) 7.7~8	大雨 (台風3号)	負傷者1名/住家浸水被害:床上599棟、床下1,834棟/土砂崩れ1か所/道路冠水/農作物被害	降水量(7~8日) 浦山 216mm
2000(H12) 8.5	大雨 (雷雨)	負傷者2名/住家浸水被害:床上370棟、床下914棟/道路冠水/停電	降水量(5日) 浦和 64mm
2001(H13) 9.8~11	大雨 (台風15号)	負傷者2名/住家被害:全壊1棟、一部損壊17棟/住家浸水被害:床上3棟、床下58棟/土砂崩れ9か所/道路損壊/鉄道運休/農作物被害	降水量(8~11日) 浦山 741mm 最大1時間降水量(10日12時) 都幾川 48mm
2004(H16) 10.8~10	大雨 (台風22号)	負傷者1名/住家浸水被害:床上159棟、床下1,403棟、被害人員1,996人/農業被害:面積3ha、金額1億5,946万円/林業被害:面積3ha、金額9,400万円/道路損壊/山崖崩れ・地滑り/被害総額10億8,453万円	降水量(8~10日) 所沢 226mm 熊谷 191.5mm 最大1時間降水量 越谷 30mm 熊谷 22.5mm
2013(H25) 9.15~16	大雨 (台風18号)	負傷者15名/住家被害:全壊10棟、半壊23棟、一部損壊939棟/住家浸水被害:床上27棟、床下174棟、被害人員79人/被害総額1,136万円	降水量(15~16日) 三峰 240.5mm 秩父 229mm 最大1時間降水量 久喜 45mm 秩父 40.5mm 最大風速 寄居 15.9m/s,NW 最低海面気圧 秩父 981.3hPa
2014(H26) 2.14~15	大雪	死者3名、負傷者275名/住家被害:全壊2棟、半壊3棟、一部損壊4,638棟/孤立集落7市町1,427世帯/農業被害55市町村229億円	積雪 熊谷 62cm 秩父 98cm

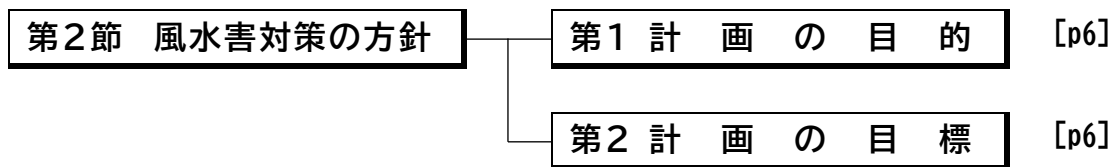
□埼玉県内の災害履歴（大雨（洪水）・大雪関連）（続き）

年月日	災害名	被害概要	観測値
2015(H27) 9.6～11	大雨 (平成27年9月 関東・東北豪 雨) (台風18号)	負傷者3名/住家一部損壊6棟/住家浸水被害:床 上880棟、床下3,992棟、被災人員1,056人/農業被 害4,700万円/被害総額9,033万円	降水量(6～11日) 越谷 348.5mm 秩父 241.5mm 最大1時間降水量 熊谷 45mm 最大風速 熊谷 9.7m/s、E 最低海面気圧 秩父 1001.5hPa
2017(H29) 10.20～23	大雨 (台風21号)	負傷者11名/住家一部破損10棟/住家浸水被害: 床上488棟、床下550棟/土砂崩れ6か所/道路破損 /農林業被害/鉄道運休/停電/断水	降水量(20～23日) 所沢 291.5mm 熊谷 289mm 最大1時間降水量 熊谷 46mm 鴻巣 41.5mm 最大風速 さいたま23日6h33m 14.6m/s、NW
2018(H30) 1.22～23	大雪	負傷者286名/道路通行規制/鉄道運休	積雪 熊谷 19cm 秩父 17cm
2019(R元) 10.11～13	大雨 (令和元年東日 本台風) (台風19号)	死者4名/住家被害:全壊107棟、半壊570棟、一部 損壊1,021棟/住家浸水被害:床上2,088棟、床下 3,371棟/被災人員13,072人/被害総額741,390万 円	降水量(11～13日) 所沢 337mm 秩父 680mm 最大風速 所沢 15.8m

参考) 「埼玉県地域防災計画(資料編)」令和4年3月、埼玉県防災会議
「埼玉県の気象災害誌」平成29年3月、熊谷地方気象台
「埼玉県気象速報」熊谷地方気象台
「消防庁災害情報」消防庁

第2節 風水害対策の方針

***** 《 風水害対策の方針の構成 》 *****



第1 計画の目的

風水害とは、台風・低気圧・竜巻等がもたらす強風による災害と、台風・集中豪雨等による水害とを総称したものである。

本市は、これら風水害に対して、予防対策、災害応急対策、災害復旧等を総合的かつ計画的に行うことを目的に、災対法第42条（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、風水害対策に係る計画を策定するものである。

これにより、本市並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体は、総力を結集して、本市に発生した風水害から、市民の生命、身体、財産を保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉を確保するものである。

第2 計画の目標

国では、水防法第10条に基づき、荒川水系荒川（河口から上流84.4kmまで）と支川（入間川、越辺川、小畔川、高麗川、都幾川）を「洪水予報河川」に指定し、水防法第14条に基づき、洪水予報区間で氾濫した場合の浸水想定を行っている。浸水想定では、国土交通省荒川上流・下流河川事務所が、想定される最大規模の大雨（荒川流域の72時間総雨量632ミリ）が降ったことにより、荒川やその支川が氾濫した場合に想定される浸水の状況を「荒川水系荒川浸水想定区域図」として作成している。

これによると、国道254号線以北の柳瀬川沿いで最大で0.5～3m未満の浸水が想定される。

県では、荒川水系新河岸川、柳瀬川及び黒目川について、水防法第13条に基づき、「水位情報周知河川」に指定し、水防法第14条に基づく浸水想定を行っている。県の浸水想定は、おおむね1,000年に1回程度起こる大雨（2日間に総雨量746ミリ）が降ったときに、

新河岸川・柳瀬川・黒目川の水位が上昇し、堤防が決壊又は堤防から越流した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより求めたものであり、「荒川水系新河岸川・柳瀬川・黒目川浸水想定区域図」として作成している。

これを受け、本市では、令和3年3月に「新座市洪水・土砂災害ハザードマップ」の改定を行った。

本市の風水害に対する防災対策の目標は、「新座市洪水・土砂災害ハザードマップ」作成時に想定した避難者を全て収容できる体制を構築することとする。想定される避難対象人口は以下のとおりである。

□想定避難対象人口

想定災害	想定影響区域 (町丁目)	想定避難 対象 人口(人)	備考
柳瀬川流域の 洪水	中野一・二丁目 大和田一・三・四・五丁目 新座一・二・三丁目	10,203	本市域の柳瀬川は、昭和40年代の河川改修後、氾濫実績はないが、国や県の浸水想定区域図では、本市域内において浸水が予想されている。
黒目川流域の 洪水	石神二・三・四丁目 栗原一丁目 野寺一丁目 道場一・二丁目 堀ノ内一・二丁目 馬場二・三・四丁目 畑中二・三丁目	17,708	本市域の黒目川は、昭和40年代の河川改修後、氾濫実績はないが、過去において浸水実績がある。
土砂災害	栄一丁目 池田一・三丁目 堀ノ内一・二丁目 片山二丁目 石神四丁目 栗原三丁目 畑中一丁目 馬場一・二丁目 中野二丁目 大和田五丁目	315	本市域内で、16か所の土砂災害警戒区域が指定されている。

注) 避難対象人口は、新座市洪水・土砂災害ハザードマップ改定時(令和3年3月)に検討した人口である。

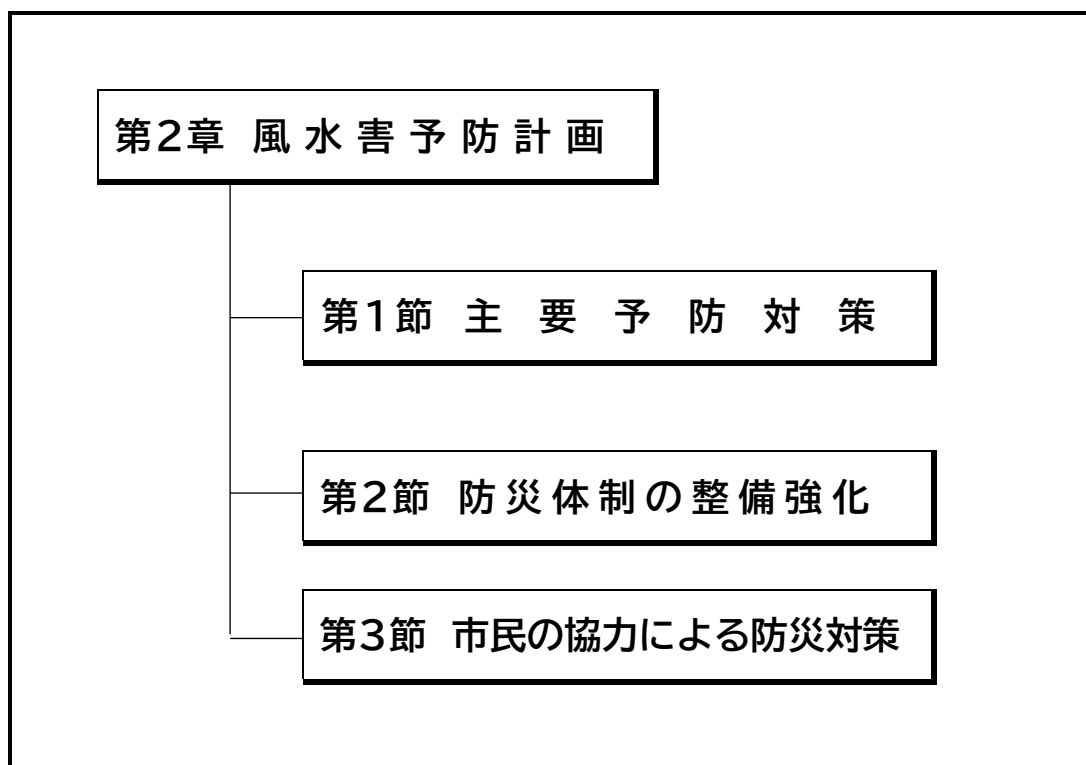
第2章 風水害予防計画

近年、台風や集中豪雨により洪水、土砂災害（崖崩れや地すべり等）の被害が全国各地で発生している。国土交通大臣から諮問を受けた社会資本整備審議会の答申のとおり、「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水に備える必要がある。

風水害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、市民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進に併せて、市民一人ひとりが風水害について正しい知識を持ち、災害時に沉着に行動できる力を日頃から身に付けることが最も必要なことである。

このため、本市及び防災関係機関は、災害危険箇所の把握に努め、防災思想の普及、啓発活動を行い、市民、各地区の自主防災会及び各事業者等の防災意識を高揚させるとともに、防災力の向上を図る。

なお、各地区の自主防災会及び各事業者においては、災害時の活動が適正に行われるように、実践的な防災訓練を積極的に実施し、防災活動の充実を図ることとする。市民及び自主防災会の防災力の向上を図る。



第1節 主要予防対策

***** 《 主要予防対策の構成 》 *****

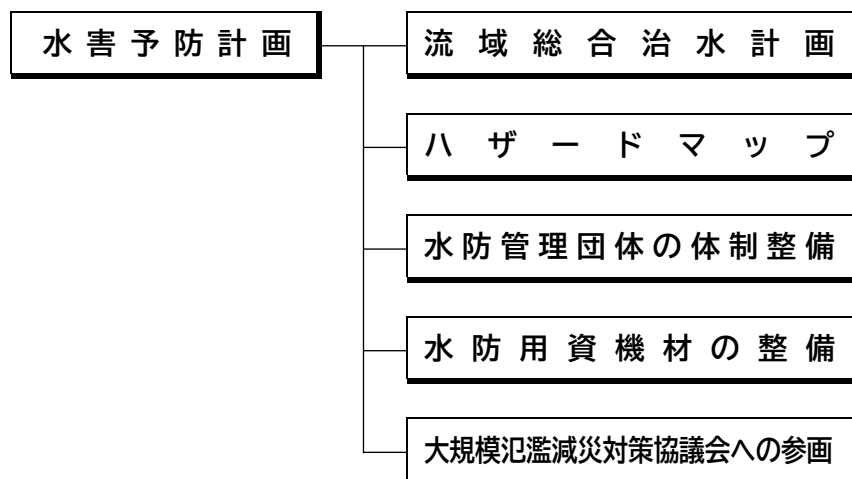


第1 水害予防計画

本市の水害履歴は、黒目川や柳瀬川が河川改修された昭和40年代以降に限ると、新河岸川流域の他市町（朝霞市、志木市、富士見市等）で大きな洪水被害が発生した1982(S57)年9月の台風第18号に際しても、本市域内では水はけの悪い場所で局所的な浸水が発生する程度であり、周辺の市町のように大きな水害は発生していない。

しかし、最近の台風や集中豪雨の例では、今までにない記録的な降水量により大きな被害が発生しており、災害履歴の上では大きな問題はないと考えられる本市の場合でも、必要な予防対策を講じることは重要である。

— 《 方 策 》 —

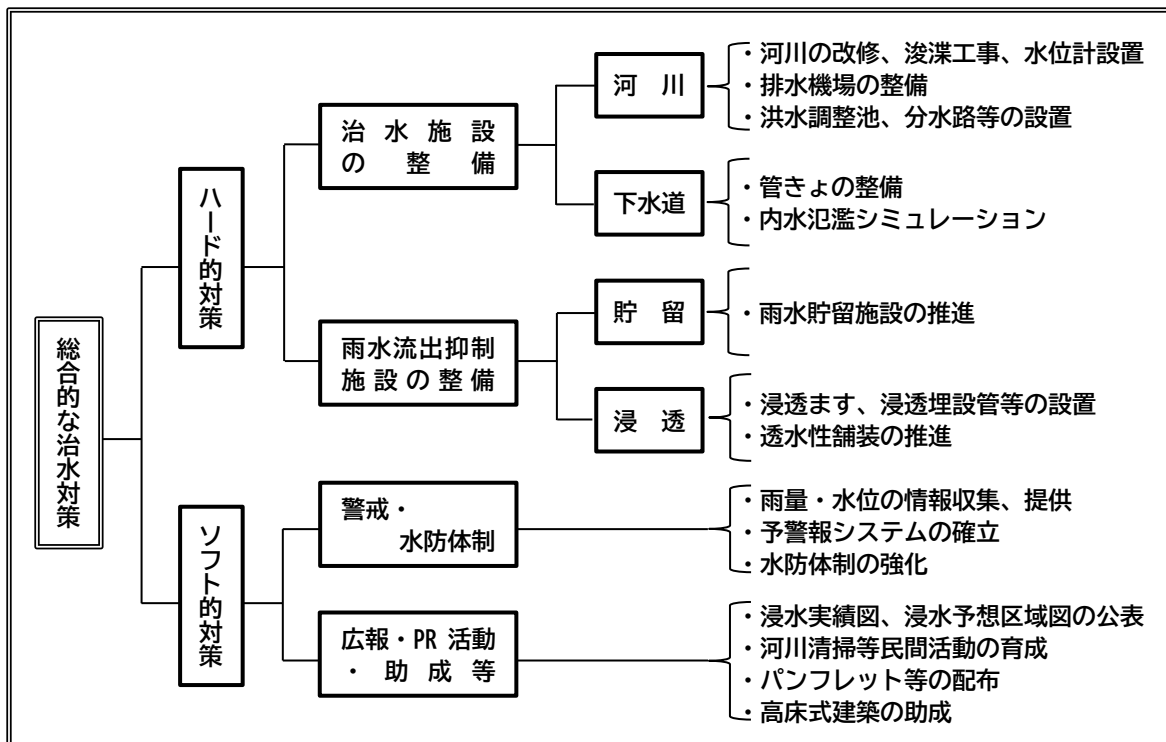


1.1 流域総合治水計画

【 関係各課 】

首都圏近郊の他市と同様、本市においても、20世紀後半における急速な市街化の進展とこれに伴う宅地開発等で、これまで雨水の保水・遊水の機能を持っていた田畑が、大幅に減少した。また、舗装道路の増加や排水路の整備等で雨水が一度に河川に流入する状況となっており、水害の脅威も増大している。そのため、市民の生活環境を守るため、以下に示すような総合的な治水対策が必要となってきた。

■総合的な治水対策の概念



(1) 新河岸川流域の総合治水対策

荒川の支川・新河岸川の流域は、県内でもいち早く開発の波が押し寄せた地域である。昭和30年代後半から始まる急激な宅地開発は、都心に近い便利な生活を人々にもたらす一方で、新河岸川に多大な負担を強いるものであった。昭和57年9月の台風は、新河岸川の流域に被害総額211億円にも及ぶ甚大な被害をもたらしたが、その後も浸水被害が頻発した。しかし、既に人口密集地である新河岸川下流部では川幅を広げることは難しく、また、河川改修だけでは都市化のスピードに追いつけない状況にあった。

新河岸川流域の総合治水対策は、河川対策・流域対策の両面から治水能力を高めるものである。

国（荒川上流河川事務所）では、南畑排水機場、朝霞水門を建設し、朝霞調節池（平成20年度供用開始）の整備をしている。

また、県では、新河岸川放水路の整備やびん沼川の改修、黒目川・柳瀬川などの河川改修などを実施している。

本市においても、雨水流出量の抑制を図るため、雨水貯留施設の設置や農地・樹林地等の保水・湧水機能の保持を図っていくとともに、透水性舗装等を推進し、開発行為者に対しては、雨水流出抑制対策に関する指導を進めている。

□朝霞県土整備事務所管内河川一覧（本市関連）

[令和4年9月1日現在]

水系	河川名	管理延長 (m)	保全区域 (m)	流域面積 (k m ²)	管理者
一級河川（知事管理）					
荒川水系	黒目川	右岸 10,670 左岸 10,670	30	18.54	朝霞県土整備事務所
	柳瀬川	右岸 5,600 左岸 1,800	20	14.28	〃
準用河川（市管理）					
荒川水系	中沢川	右岸 1,430 左岸 1,430	-	1.85	新座市

資料）朝霞県土整備事務所

(2) 雨水排水対策の推進

雨水については、公共下水道雨水及び都市下水路の整備を併せて進め、現在は公共下水道事業として浸水区域の解消を図りつつ認可区域の約 58.7%が完了しているが、引き続きいっ水箇所等の改善や環境にも配慮した整備が課題となっている。

□公共下水道処理状況

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
雨水整備区域面積(ha)	717.0	746.0	748.8	798.4	841.7

(3) 流域環境の整備

黒目川や柳瀬川、野火止用水の水辺を活用して、遊歩道やジョギングロード等の整備を行い、市民の憩いと安らぎの場となる水と緑のネットワーク化を進めるとともに、水質汚濁の防止を図るため、流域自治体との連携の下、水質汚濁調査等の情報交換や監視体制の強化を図っていく。

(4) 水路管理体制の確立

水路に関する機能や役割分担等を明らかにするため、水路境界を確定し、水路台帳を作成・整備する。また、この水路台帳に基づき、遊歩道整備や不要施設の払下げ等を実施していくことで、水路の有効利用・適正管理を推進していく。

1.2 ハザードマップ

【 危機管理室 】

河川管理者は、河川の氾濫による災害を未然に防ぐため、綿密な計画に基づいて河川整備を行っている。しかし、河川整備の限界を超えた洪水に見舞われた場合、被害を最小限にとどめるためには、市民の洪水に対する知識や日頃の心構えが重要になる。

洪水ハザードマップとは、洪水により万一堤防が決壊した場合にも、迅速かつ的確に住民が避難できるよう浸水想定区域とその程度及び避難場所を明確にし、さらに、そこに至る避難経路等の情報をあらかじめ定めたマップで、これを作成・公表することで地域住民に洪水の危険性を認識してもらい、水害時に自主的に避難するなど被害の軽減を促進するのが目的である。

本市では、国作成による、荒川やその支川が氾濫した場合の「荒川水系荒川浸水想定区域図」と、県作成による、新河岸川・柳瀬川・黒目川の水位が上昇し、堤防が決壊又は堤防から越流した場合の「荒川水系新河岸川・柳瀬川・黒目川浸水想定区域図」の、2つの浸水想定区域及び本市が独自に行った黒目川沿いの浸水想定区域の調査から予測される浸水範囲とその深さを基に、平成30年3月に「新座市洪水・土砂災害ハザードマップ」として取りまとめている。

その後、令和2年5月に埼玉県が想定雨量を従来の100年に一度程度の大雨から想定最大規模降雨（概ね1,000年に一度の大雨）とし、洪水浸水想定区域を変更したことに合わせ、令和3年3月に「新座市洪水・土砂災害ハザードマップ」の改定を行った。

ハザードマップの配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上で、取るべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、ハザード外の親戚・知人宅等も避難先の選択肢となりうること、警戒レベル4「避難指示」が発令された段階でハザード内から全員避難すること等の避難に関する情報の理解の促進に努めるものとする。

1.3 水防管理団体の体制整備

【 危機管理室、消防団 】

洪水等による水害を防止するために、水防管理団体である本市が実施する水防活動体制の整備について定める。

(1) 水防管理団体の義務

水防管理団体である本市は、平時から水防団（消防団）による地域水防組織の整備を図る。

□水防管理団体（新座市関連）

管轄県土 整備事務所	河川名	水防 管理団体	水防 管理者	担当課	電話番号	関係 市町村	出勤可能人員 (水防団員)
朝 霞	柳瀬川 黒目川	新座市	新座市長	新座市 危機管理室	048-477-2502	新座市	192

資料) 「令和4年度 水防計画」埼玉県

(2) 水防体制の整備

- ① 水防管理者は、河川ごとに具体的な水防工法を検討しておく。
- ② 河川の公共施設管理者は、平時及び出水期の巡視はもとより、災害時における所管施設の緊急点検や応急復旧等を実施する体制を整備するとともに、必要な資機材の備蓄に努める。
- ③ 河川及び農業用排水施設管理者等は、堰及び水門等の適切な操作を定めたマニュアルを作成するとともに、その操作に習熟した人材の育成に努める。

(3) 消防団・水防団等の育成強化

- ① 水防管理者は、平時から水防団の研修及び訓練を実施するとともに、広報活動を行い、水防団組織の充実と習熟に努める。
- ② 水防管理者は、自主防災会が常に有効に機能するよう、リーダーに対する研修を定期的に開催するとともに、防災訓練を実施する。

(4) 水防協力団体との連携

水防管理者は、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、営利法人を含む民間法人、法人格を有しない自治会等からの申請に基づき、水防団等の水防活動に協力する「水防協力団体」を指定することができることから、同団体の指定を検討し、水防体制の強化を図る。

1.4 水防用資機材の整備

【 県、危機管理室 】

本市は、水害時の水防活動に必要な水防資機材を整備し、その維持、管理に努めるものとする。また、県は、洪水、いっ水等の緊急事態に対処するため、次のように水防用資機材を整備している。

これらの水防用資機材は、堤防損壊、浸水対策をはじめ、道路復旧等にも対応できるよう整備に努めるものとする。

(1) 水防施設等

本市を流れる柳瀬川を支川に持つ新河岸川及び荒川関連の水防屯所並びに水防倉庫は以下のとおりである。

□水防屯所

河川名	管理機関名	管理者	所在地
荒川・新河岸川	朝霞県土整備事務所	朝霞県土整備事務所長	朝霞市大字浜崎 678

資料) 「令和4年度 水防計画」埼玉県

□水防倉庫

管轄県土整備事務所	所管	河川	管理者	責任者	所在地
朝霞	新座市	柳瀬川	新座市長	新座市 危機管理室長	新座市野火止 二丁目9-45

資料) 「令和4年度 水防計画」埼玉県

(2) 水防用資機材

本市の水防倉庫及び朝霞県土整備事務所の備蓄資機材は、以下のとおりである。

□新座市水防倉庫備蓄器具資材一覧

名称		数量
器具	掛矢	4
	シャベル	12
	照明具	6
	シート	54
資材	麻袋(フルコン) (袋)	630

□朝霞県土整備事務所水防応急資材及び運搬具

名称		数量
水防施設 及び 運搬器具	電話 (台)	13
	超短波無線電話機 (台)	2
	緊急自動車 (台)	1
水防資材	鉄線 (巻)	10
	麻袋(フルコン) (袋)	2,100
	シャベル (丁)	28
	ハンマー (丁)	0
	発電機 (基)	4
	照明灯 (基)	5
	ツルハシ (丁)	3

「令和4年度 水防計画」埼玉県

1.5 大規模氾濫減災対策協議会への参画

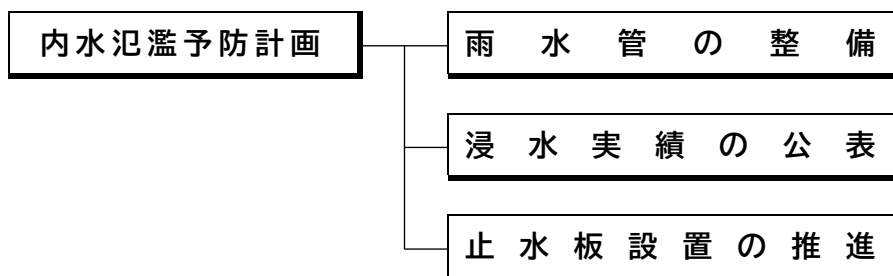
【 危機管理室 】

本市は、水防法第15条の9第1項及び同法第15条の10第1項の規定に基づき、国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所及び埼玉県県土整備部河川砂防課がそれぞれ主催する大規模氾濫減災対策協議会へ参画し、洪水氾濫による被害を軽減するため、河川施設整備などのハード対策及び避難や事前啓発などのソフト対策について、多様な関係機関と連携し、総合的かつ一体的に推進するものとする。

第2 内水氾濫予防計画

市街地の降雨については、地面への浸透又は雨水管を通じた河川への排水として処理されるが、「1.1 流域総合治水計画」で前述したとおり、田畑の減少や舗装道路の増加等といった都市化により浸透能力が低下していること、さらに、近年、短時間に集中的な豪雨が増加していることから、市街地の排水が間に合わず浸水する「内水氾濫」が、小規模ながら毎年度、発生している。内水氾濫は本来、雨水対策として、河川氾濫への対策と一体的に整備すべき課題ではあるが、他より相対的に低地であるために頻発している箇所については、重点的に対応を図る必要がある。

— 《 方 策 》 —



2.1 雨水管の整備

【 下水道課 】

(1) いっ水対策事業の推進

短期的な対策として、早期に効果が見込める地区について、優先順位を定め対策を図る。

(2) 新座市雨水管理総合計画

中・長期的な対策として、浸水対策を実施すべき区域や目標とする整備水準、施設整備の方針等の基本的事項を定める目的として、内水氾濫シミュレーションを含む令和3年5月に策定された「新座市雨水管理総合計画」に基づき、新座市全域について計画的かつ効率的な雨水管整備を推進する。

2.2 浸水実績の公表

【 危機管理室 】

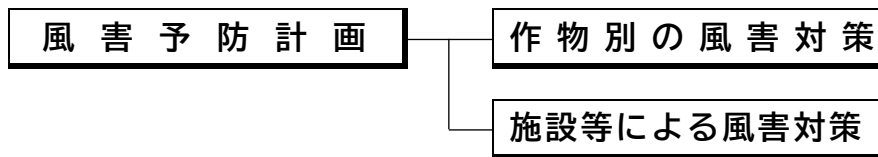
新座市洪水・土砂災害ハザードマップ等において、個人情報保護の観点に配慮をしながら、床上・床下浸水箇所等を公表することで、市民の防災意識高揚を図る。

第3 風害予防計画

農作物等に被害を与える強風には、台風、冬期の季節風、その他フェーンや降ひょうに伴う局地的な強風などがある。強風は、作物に被害を与えるだけでなく、土壌を乾燥し、風による土壌侵食すなわち風食を生ずる。そのため、肥えた耕土が吹き飛ばされてやせ地になったり、飛土が作物を埋没したりして被害を与える。

風害に対する予防対策として、作物別対策と施設等による対策を以下に示す。

— 《 方 策 》 —



3.1 作物別の風害対策

【 産業振興課 】

本市の農業は、朝霞地区4市（新座市、朝霞市、志木市、和光市）の中では、農家数、農家人口、経営耕地面積とも最も大きな規模を有している。

以下に、風害から農作物を防護するため、事前にとるべき対策を示す。

□作物別の風害対策

作物名	事 由
そ 菜	① 作付体系 夏秋作で強風に弱い作物及び品種は台風時期を避ける作型とすること。 ② 肥培管理 支柱は倒伏しないよう堅固なものを立てること。 ③ 防護措置 ○温床場ビニールハウス等には、防風設備を設けること。 ○春作類には、冷風害防止を兼ね防風垣を設置すること。
果 樹	防護措置 ○防風垣を設置すること。 ○成木は名木を繁補し、又は支柱を立てること。幼木は支柱を立て直し、又はよしずやこし等で周囲をとりまくこと。

3.2 施設等による風害対策

【 産業振興課 】

(1) 防風垣の設置

① 設置位置

果樹園の周囲に設置するが、風向、風速等により園を細分して囲う必要がある。
なお、栽植果樹に接近するので、養水分の競合を起こさせない樹種が望ましい。

② 幅員及び樹高

一列植とし1～1.5m幅で高さは一定しないが3～9m位とする。

(2) 多目的防災網の設置

果樹は、風害対策として、防風林やネットを設置してきたが、最近は、風だけでなく、降ひょう、害虫、鳥などを防ぐ多目的に利用できる多目的防災網が開発され、普及しつつある。

この多目的防災網を的確に使用することで、ナシ等の果樹の風害等による被害を未然に防ぐことが可能となる。また、強風害及び降ひょうを伴う強風害を防ぐために、適期に多目的防災網を設置する必要がある。

第4 土砂災害予防計画

本市は、市民の生命、身体、財産等に被害が生じるおそれのある土砂災害に対し、あらかじめ危険箇所を指定するなど災害を予防するための対策を推進する。

風水害が要因で発生する土砂災害には、地すべり、土石流、急傾斜地崩壊等があるが、本市に懸念される土砂災害は急傾斜地崩壊である。

— 《 方 策 》 —

土砂災害予防計画

急傾斜地対策

4.1 急傾斜地対策

【 危機管理室、都市計画課 】

(1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

本市は、崩壊の危険性のある急傾斜地について「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」により指定を受けた危険区域について、周辺住民の安全、避難等が的確に行えるよう周知を図るものとする。

本市には、斜面の傾斜が30°以上で高さが5m以上の急傾斜地崩壊危険箇所が31か所ある。その中の妙音沢については、県の調査により、急傾斜地崩壊危険区域に指定されている。

なお、妙音沢の傾斜地については、県が平成14年度に対策工事を行っている。

□急傾斜地崩壊危険区域の指定状況（本市関連）

区域名	所在地		指定面積 (ha)	告示番号 指定年月日
	郡市	大字		
妙音沢	新座市	栄一丁目	0.51	告示115号(平成14年1月25日)

◆「急傾斜地崩壊危険区域」の指定基準（県指定）

- 傾斜度が30°以上の土地
- 急傾斜地の高さが5m以上
- 急傾斜地の崩壊により危害が生じるおそれのある人家が5戸以上あるもの又は5戸未満でも官公署、学校、病院、旅館等に危害が生じるおそれのあるもの

□急傾斜地崩壊危険箇所一覧（本市関連）

No.	箇所名	所在地	備考
1	新座高校	栄一丁目	自然斜面
2	妙音沢	栄一丁目	自然斜面
3	栗原三丁目	栗原三丁目5-31～36	自然斜面
4	野寺三丁目	野寺三丁目12-5～8	自然斜面
5	野寺三丁目	野寺三丁目7-27	自然斜面
6	片山二丁目	片山二丁目11-24	自然斜面
7	片山二丁目	片山二丁目11-24	自然斜面
8	池田三丁目	池田三丁目3-39	自然斜面
9	栄一丁目	栄一丁目9	自然斜面
10	畑中三丁目	畑中三丁目1-1	自然斜面
11	中野二丁目	中野二丁目8-26	自然斜面
12	新座市営西	新塚5193	自然斜面
13	大和田	大和田五丁目	人工斜面
14	畑中	畑中三丁目	人工斜面
15	野寺三丁目	野寺三丁目9-15	人工斜面
16	石神四丁目	石神四丁目9-31	人工斜面
17	畑中一丁目	畑中一丁目9-26～40	人工斜面
18	新座一丁目	新座一丁目8	人工斜面
19	池田一丁目	池田一丁目	自然斜面
20	馬場一丁目	馬場一丁目	自然斜面
21	堀ノ内一丁目	堀ノ内一丁目	自然斜面
22	野寺三丁目	野寺三丁目	自然斜面
23	池田一丁目-1	池田一丁目	自然斜面
24	池田一丁目-2	池田一丁目	自然斜面
25	池田三丁目	池田三丁目	自然斜面
26	馬場一丁目	馬場一丁目	自然斜面
27	片山二丁目-1	片山二丁目	自然斜面
28	片山二丁目-2	片山二丁目	自然斜面
29	堀ノ内二丁目-1	堀ノ内二丁目	自然斜面
30	堀ノ内二丁目-2	堀ノ内二丁目	自然斜面
31	野寺三丁目	野寺三丁目	自然斜面

資料) 「埼玉県地域防災計画 資料編」令和4年3月、埼玉県防災会議

急傾斜地崩壊危険区域の指定の主な効果は次のとおりである。

① 行為制限

水を放流又は停滞させること、のり切り、掘削、立木の伐採等、急傾斜地の崩壊を助長又は誘発するおそれのある行為は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

② 土地所有者等の土地保全の努力義務

③ 改善措置の命令

④ 急傾斜地崩壊防止工事の施工

⑤ 災害危険区域の指定

(2) 所有者等に対する防災措置の指導

本市は、危険箇所調査の結果、必要に応じ危険予想箇所の所有者、管理者、占有者に対して擁壁、排水施設その他必要な防災工事を施すなど改善措置をとるよう指示するものとする。

急傾斜地崩壊危険区域に指定された場合、県は本市と協力して、その所有者、管理者、占有者に対して十分な擁壁、排水施設、その他必要な防災工事を施すよう勧告あるいは改善命令を行うものとする。

(3) 土砂災害防止法（平成13年4月1日施行）に基づく土砂災害警戒区域等の指定

県では、土砂災害防止法に基づき、土砂災害のおそれのある箇所について基礎調査を実施しており、その結果、市域では、平成27年10月に16か所（うち12か所は、土砂災害特別警戒区域を含む。）が土砂災害警戒区域に指定された。なお、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）のうち土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）については、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造の規制が行われる。

□土砂災害警戒区域一覧（本市関係）

No.	土砂災害警戒区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	特別警戒区域	告示年月日
1	新座高校	栄1丁目	急傾斜地の崩壊	○	平成27年10月2日
2	妙音沢	栄1丁目	急傾斜地の崩壊	○	平成27年10月2日
3	栗原3丁目	栗原3丁目	急傾斜地の崩壊	○	平成27年10月2日
4	池田3丁目	池田3丁目	急傾斜地の崩壊		平成27年10月2日
5	中野2丁目	中野2丁目	急傾斜地の崩壊	○	平成27年10月2日
6	新座市営西	新塚1丁目	急傾斜地の崩壊	○	平成27年10月2日
7	大和田	大和田5丁目	急傾斜地の崩壊		平成27年10月2日
8	石神4丁目	石神4丁目	急傾斜地の崩壊	○	平成27年10月2日
9	畑中1丁目-1	畑中1丁目	急傾斜地の崩壊	○	平成27年10月2日
10	畑中1丁目-2	畑中1丁目	急傾斜地の崩壊	○	平成27年10月2日
11	池田1丁目-1	池田1丁目	急傾斜地の崩壊	○	平成27年10月2日
12	池田1丁目-2	池田1丁目	急傾斜地の崩壊	○	平成27年10月2日
13	馬場1丁目	馬場1丁目	急傾斜地の崩壊	○	平成27年10月2日
14	堀ノ内1丁目	堀ノ内1丁目	急傾斜地の崩壊	○	平成27年10月2日
15	片山2丁目-1	片山2丁目	急傾斜地の崩壊		平成27年10月2日
16	堀ノ内2丁目-2	堀ノ内2丁目	急傾斜地の崩壊		平成27年10月2日

資料)「埼玉県地域防災計画 資料編」令和4年3月、埼玉県防災会議

(4) 市民への広報

本市は、市ホームページや新座市洪水・土砂災害ハザードマップ、新座市防災マップ・ハンドブック等を活用して、土砂災害のおそれのある箇所について、市民へ周知するものとする。併せて、避難時の心得や留意点等を周知するものとする。

第2節 防災体制の整備強化

***** 《 防災体制の整備強化の構成 》 *****

第2節 防災体制の整備強化		
第1 防災拠点の整備	1.1 防災拠点のネットワーク化	[p23]
	1.2 防災拠点施設の整備	[p23]
第2 安全避難の環境整備	2.1 避難体制の整備	[p24]
	2.2 指定緊急避難場所・避難所の整備	[p26]
	2.3 避難経路の整備	[p28]
第3 災害活動体制の整備	3.1 職員の初動体制の整備	[p29]
	3.2 動員体制の整備	[p30]
	3.3 受援体制の整備	[p30]
第4 災害情報の収集 ・伝達体制の整備	4.1 災害情報連絡体制の整備	[p31]
	4.2 被害情報の早期収集体制の整備	[p31]
	4.3 情報伝達体制の整備	[p31]
第5 非常用物資の備蓄	5.1 食料供給体制の整備	[p32]
	5.2 給水体制の整備	[p32]
	5.3 生活必需品供給体制の整備	[p32]
	5.4 防災用資機材の備蓄	[p32]
	5.5 国による物資の確保	[p32]
第6 災害時医療体制の整備	6.1 初動医療体制の整備	[p33]
	6.2 後方医療体制の整備	[p33]
	6.3 要配慮者に対する医療対策	[p33]

第1 防災拠点の整備

災害発生後の応急復旧対策を円滑に進めていくためには、応急復旧対策に必要な機能ができる限り集約されていることが必要である。

このため、本市は応急復旧活動のみならず予防活動にも活用できる防災拠点を整備するとともに、その拠点を有機的に結び付け、防災拠点のネットワーク化を図る。

以下に、防災拠点の整備の促進のための必要な施策を示す。

— 《 方 策 》 —

防 災 拠 点 の 整 備

防災拠点のネットワーク化

防 災 拠 点 施 設 の 整 備

【 施策の内容 】

第2編 震災対策計画

第2章 震災予防計画

第1節 震災に強いまちづくりの推進

第3 防災拠点の整備

『 3.1 防災拠点のネットワーク化 』

『 3.2 防災拠点施設の整備 』

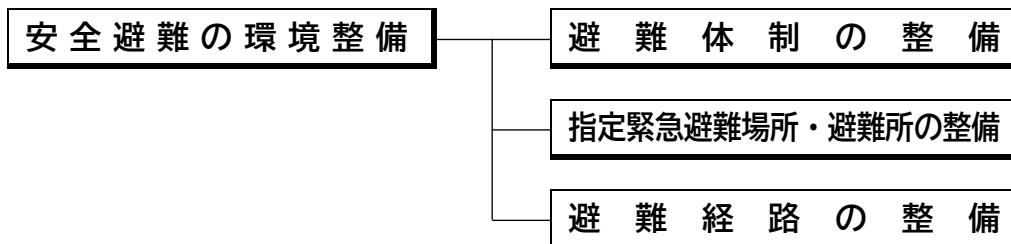
を準用する。

第2 安全避難の環境整備

風水害による家屋の浸水や火災による家屋の焼失により生活の場を失った被災者、及び延焼火災等により危険が迫った地域の住民等の安全な避難活動が実施できるよう、本市の地域の特性を踏まえ、避難体制の整備、避難所の整備及び避難経路の整備をはじめとする安全避難の環境整備を図る必要がある。

以下に、安全避難の環境整備を推進するために必要な施策を示す。

— 《 方 策 》 —



2.1 避難体制の整備

【 危機管理室 】

本市では、河川が氾濫し、洪水が発生した際の浸水想定を示した「新座市洪水・土砂災害ハザードマップ」を作成している。これによると、柳瀬川沿いの地域及び黒目川沿いの地域は浸水想定区域となっていることから、当該地域は、特に避難体制を整備する必要があり、また、近年のゲリラ豪雨等による内水氾濫は、市内どの地域でも発生するおそれがある。

そこで、本市は、市民に対して河川氾濫の浸水想定区域及び内水氾濫の履歴に係る情報を提供し、市民が各地域の状況に応じた計画的な避難方法を検討できるよう助言する。

なお、避難方法としては、避難所への避難だけではなく、自宅や隣接建物の2階等へ緊急的に一時避難（垂直避難）することの有効性についても周知を図る。

また、特に土砂災害については、前兆現象もなく急に発災するおそれがあることから、土砂災害警戒区域の住民に対する一斉情報伝達・収集システムを活用し、避難情報を発信する。

□避難対象人口

[令和2年6月1日現在]

対象河川	浸水想定区域（町丁目）	避難対象人口
柳瀬川沿い	中野一・二丁目	10,203
	大和田一・三・四・五丁目	
	新座一・二・三丁目	
黒目川沿い	栗原一丁目	17,708
	野寺一丁目	
	石神二・三・四丁目	
	道場一・二丁目	
	畑中二・三丁目	
	馬場二・三・四丁目	
	堀ノ内一・二丁目	
土砂災害	栄一丁目	315
	池田一・三丁目	
	堀ノ内一・二丁目	
	片山二丁目	
	石神四丁目	
	栗原三丁目	
	畑中一丁目	
	馬場一・二丁目	
	中野二丁目	
	大和田五丁目	

2.2 指定緊急避難場所・避難所の整備

【危機管理室】

浸水により避難が必要と想定されている人口は、全体で27,911人と予想されている。この避難者を収容するための、当初から開設を予定している指定避難所及びその収容可能者数は以下の表のとおりである。

なお、避難対象者数に対して、収容可能人数が不足しているが、浸水しない自宅上階への避難や知人・親族宅への分散避難など、全ての避難者が市内で避難生活を行うとは限らないことから、避難所の混雑状況に応じ、災害リスク等のない近隣の指定避難所を活用し対応することとする。

□当初開設を予定している指定緊急避難場所・避難所の一覧（水害）

対象河川	避難対象町丁目	防災ブロック	避難場所・避難所名	避難所	所在地	収容可能人口	感染対策収容人口	対象避難者数	
柳瀬川	中野一・二丁目	第6	跡見学園女子大学	○	中野一丁目9-6	366	202	10,203	
	大和田一・三・四・五丁目	第6	新開小学校	○	大和田一丁目22-10	294	166		355
		第6	大和田小学校	○	大和田一丁目1-30	348	189		
	新座一・二・三丁目	第7	東北小学校	○	北野三丁目1-1	252	133		1,834
			立教新座中学・高等学校	○	北野一丁目2-25	788	430		
		第8	立教大学新座キャンパス	○	北野一丁目2-26	1,608	890		
			東野小学校	○	野火止六丁目22-12	294	166		
	第二中学校	○	野火止七丁目17-10	392	215				
黒目川	栗原一丁目	第3	栗原小学校	○	栗原一丁目5-1	299	169	17,708	
	野寺一丁目	第3	八石小学校	○	野寺二丁目8-45	281	168		336
			野寺小学校	○	野寺五丁目1-24	296	168		
	石神二・三・四丁目	第3	石神小学校	○	石神一丁目10-20	294	147		1,141
		第4	西堀小学校	○	西堀二丁目18-3	279	147		
	道場一・二丁目	第2	市民総合体育館	○	本多二丁目1-20	1,200	887		313
			池田小学校	○	池田四丁目8-49	294	166		
	畑中二・三丁目	第1	片山小学校	○	片山一丁目8-31	279	147		270
			畑中公民館		畑中一丁目15-58	57	39		
	馬場二・三・四丁目	第5	市民会館		野火止一丁目1-2	307	231		511
陣屋小学校			○	野火止一丁目18-20	373	202			
堀ノ内一・二丁目	第5	新座中学校	○	野火止二丁目4-1	564	309	261		
		第六中学校	○	堀ノ内三丁目11-1	472				
合計						9,337	5,392	27,911	

注1) 「防災ブロック」は、新座市消防団の8ブロック区分に対応している。

注2) 指定避難所の収容可能人口は、屋内運動場面積の7割を有効収容可能面積とし、一人当たりの専有面積を2㎡として設定した。

注3) 当初開設を予定している以外に、必要に応じ開設を行う避難所・避難場所は栄小学校、中央公民館、新座総合技術高校、新座高校、栗原公民館、栗原ふれあいの家、第五中学校、新堀小学校、西堀・新堀コミュニティセンター、野火止小学校、十文字学園女子大学、東北コミュニティセンター、ふるさと新座館（野火止公民館）の13か所

また、土砂災害に対する避難場所を、以下の表のとおり、土砂災害警戒区域ごとに整備する。

□当初開設を予定している指定緊急避難場所・避難所の一覧（土砂災害）

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域の所在地	避難場所	避難場所の所在地	電話番号
妙音沢	市場坂橋から栄一丁目1番	池田小学校	池田4-8-49	048-479-4051
新座高校	栄一丁目			
池田一丁目-1	池田一丁目			
池田一丁目-2	池田一丁目			
池田三丁目	池田三丁目2番			
堀ノ内一丁目	堀ノ内一丁目8番	第六中学校	堀ノ内3-11-1	048-478-2764
堀ノ内二丁目-2	堀ノ内二丁目1, 2番			
片山二丁目-1	片山二丁目4番	片山小学校	片山1-8-31	048-477-0312
石神四丁目	石神四丁目9番	石神小学校	石神1-10-20	048-477-2152
栗原三丁目	栗原三丁目7番	栗原公民館	栗原3-8-34	042-423-6801
畑中一丁目-1	畑中一丁目9番	畑中公民館	畑中1-15-58	048-478-5411
畑中一丁目-2	畑中一丁目9番			
馬場一丁目	馬場一丁目10番			
新座市営西	馬場二丁目6番			
中野二丁目	中野二丁目8, 9番	跡見学園女子大学	中野1-9-6	048-478-3333
大和田	大和田五丁目11番	新開小学校	大和田1-22-10	048-477-6370
		市民総合体育館	本多2-1-20	048-478-8011

注) 当初開設を予定している以外の指定緊急避難場所・避難所は、第2編P.44を参照

2.3 避難経路の整備

住民が安全な避難活動を実施できるよう、避難経路・標識の整備や点検、誘導体制の確立等の避難誘導体制の整備を図るとともに、住民が避難所に安全に避難できるよう適切な避難経路の設定について日頃から住民への周知徹底に努める。

【 施策の内容 】

第2編 震災対策計画

第2章 震災予防計画

第1節 震災に強い都市環境の整備

第3 防災拠点の整備

『 3.4 避難経路の確保 』

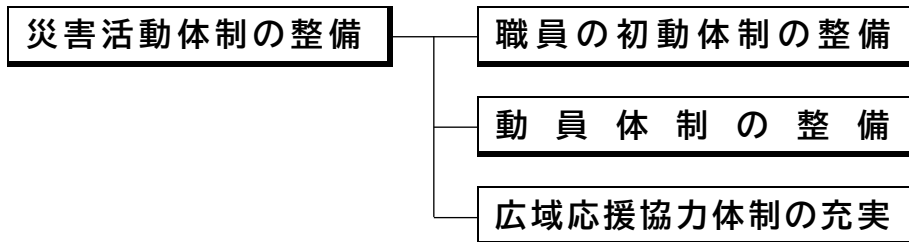
を準用する。

第3 災害活動体制の整備

最近では本市で大きな水害の発生はないが、今までにない規模で局所的な集中豪雨等が発生した場合、水害による救急・救助事象が発生するとともに、交通混乱等が更なる被害の拡大をもたらすことも考えられる。

このため、本市は以下に示す、初動体制をはじめとした緊急対応体制の強化及び広域応援協力体制の強化により災害活動体制の整備を図るものとする。

— 《 方 策 》 —



3.1 職員の初動体制の整備

【各課共通】

(1) 初動配備体制の確立

本市各部署及び出先機関の長は、常に気象状況その他の災害現象に注意し、災害の発生するおそれがあることを察知した場合、又は災害が発生した場合は、迅速に対処できるよう準備を整えておくものとする。

なお、閉庁時の避難場所開設について、迅速な対応を図る必要があること、また、開設時には交通に支障が生じることも想定し、緊急時初動マニュアルに基づく対応を行うこととする。

(2) 職員の配備

風水害の「活動体制と配備基準」に従い、気象予警報等が発表された場合、あらかじめ定められた職員は、勤務時間内・外を問わず、所定の部署に参集し、速やかに情報収集に当たる。

(3) 災害時優先回線携帯電話の整備

本市は、勤務時間外や休日における緊急連絡のため、職員の配備体制等の決定に関わる幹部職員や防災要員に対しては、災害時優先回線携帯電話を携帯させるなどの対応を図り、また、これら機器の整備拡充を図り、緊急時における円滑な参集体制の整備を推進するものとする。

3.2 動員体制の整備

【 施策の内容 】

第2編 震災対策計画

第2章 震災予防計画

第2節 震災に強い防災体制の整備

第1 災害活動体制の整備

『 1.2 動員体制の整備 』

を準用する。

3.3 受援体制の整備

【 施策の内容 】

第2編 震災対策計画

第2章 震災予防計画

第2節 震災に強い防災体制の整備

第1 災害活動体制の整備

『 1.3 受援体制の整備 』

を準用する。

第4 災害情報の収集・伝達体制の整備

本市が、県及び防災関係機関と協力し、迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みづくりが必要である。

そのため、本市は「埼玉県災害オペレーション支援システム」を軸として防災関係機関との間に総合的な災害情報システムを構築するものとする。

《 方 策 》

災害情報の収集・伝達体制の整備

災害情報連絡体制の整備

被害情報の早期収集体制の整備

情報伝達体制の整備

【 施策の内容 】

第2編 震災対策計画

第2章 震災予防計画

第2節 震災に強い防災体制の整備

『 第2 災害情報の収集・伝達体制の整備 』

を準用する。

第5 非常用物資の備蓄

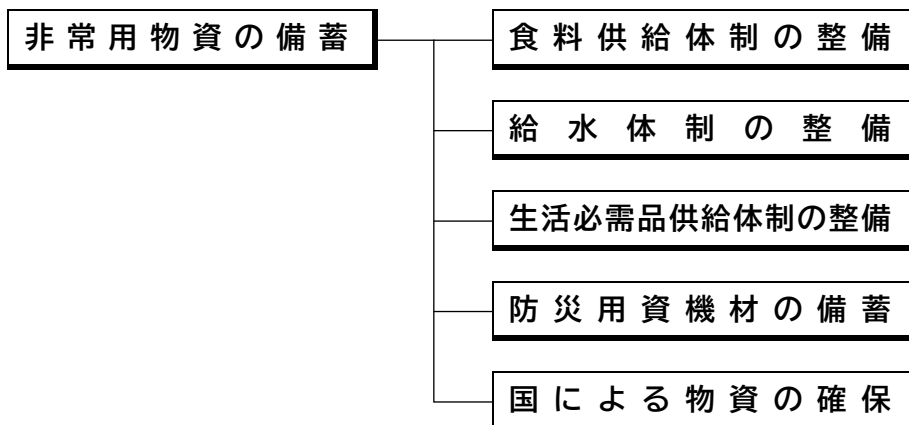
本市は、洪水等の水害による避難住民のために、食料、飲料水、生活必需品、応急給水資機材、防災用資機材及び感染症対策の衛生用品等の備蓄を進めている。

備蓄の目標は、「新座市洪水・土砂災害ハザードマップ」により想定される避難住民に対応可能な量とする。

なお、水害発生の季節、時間帯等は、事前に特定できないため、最悪のケースにも対応できるよう品目を選定する必要がある。

さらに、食料、生活必需品の備蓄及び調達品目については、要配慮者、女性及び性的少数者に配慮した品目についても積極的に補充に努めるものとする。

— 《 方 策 》 —



【 施策の内容 】

第2編 震災対策計画

第2章 震災予防計画

第2節 震災に強い防災体制の整備

『 第3 非常用物資の備蓄 』

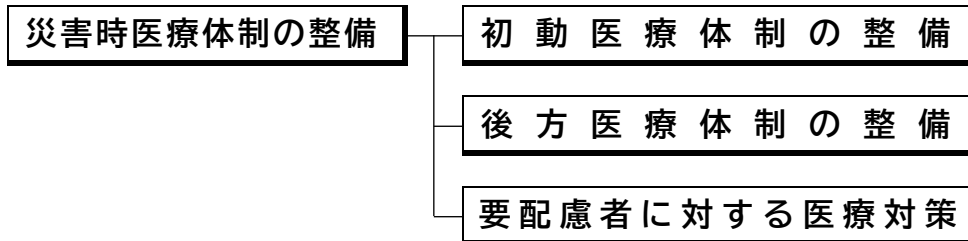
を準用する。

第6 災害時医療体制の整備

災害発生時には、広域あるいは局地的に、救助や医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想され、これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対応していかなければならない。

本市では、平常時より被災時の医療体制、傷病者の搬送先となる後方医療体制等について、十分な医療体制の整備を図るものとする。

— 《 方 策 》 —



【 施策の内容 】

第2編 震災対策計画

第2章 震災予防計画

第2節 震災に強い防災体制の整備

『 第5 災害時医療体制の整備 』

を準用する。

第3節 市民の協力による防災対策

***** 《 市民の協力による防災対策の構成 》 *****

第3節 市民の協力による防災対策		
第1 防災意識の高揚	1.1 啓発活動の推進	[p35]
	1.2 防災教育の推進	[p36]
	1.3 防災訓練の充実	[p36]
第2 自主防災組織の育成強化	2.1 自主防災会の育成	[p37]
	2.2 企業等の自主防災組織の育成	[p37]
第3 要配慮者の安全確保	3.1 在宅の要配慮者 に対する安全対策	[p38]
	3.2 社会福祉施設等の要配慮者 に対する安全対策	[p39]
	3.3 外国人に対する安全対策	[p39]
第4 浸水想定区域内の 民間施設の安全確保	4.1 要配慮者利用施設における 安全対策	[p40]
	4.2 大規模工場における安全対策	[p41]

第1 防災意識の高揚

風水害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、市民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進に併せて、市民一人ひとりが風水害についての正しい認識を持ち、日頃から災害時に沈着に行動できる力を身に付けることが最も必要なことである。

このため、本市は、防災思想の普及、啓発活動を行い、市民の防災意識の高揚を図るとともに、各地域の自主防災会、各事業所の防災体制の充実を図る。

さらに、これらの組織の災害活動が十分に発揮できるよう、実践的な防災訓練を積極的に実施する。

— 《 方 策 》 —

防 災 意 識 の 高 揚

啓 発 活 動 の 推 進

防 災 教 育 の 推 進

防 災 訓 練 の 充 実

1.1 啓発活動の推進

【危機管理室】

(1)方針

水害はある程度予測可能な災害であることから、市民一人ひとりが早めに準備を行い、的確な避難行動をとることで自らの命を守ることができる。

市は、市民に対し、大雨や台風等が接近し水害の危険性が高まっているときに、自らがとる行動をあらかじめ時系列で整理するマイ・タイムラインの作成など適切な避難行動に関する普及啓発を行う。

(2)役割

市	マイ・タイムライン作成など適切な避難行動に関する普及・啓発
市民・事業所	マイ・タイムライン作成

1.2 防災教育の推進

【 施策の内容 】

第2編 震災対策計画

第2章 震災予防計画

第3節 自助・共助による防災対策の推進

第1 防災意識の高揚

『1.2 防災教育の推進』

を準用する。

1.3 防災訓練の充実

【 各課共通 】

防災業務に従事する職員の防災実務の習熟と実践的能力の向上に努めるとともに、関係機関の連携と防災体制の整備を強化し、併せて防災思想の普及向上を図るため、この計画により防災訓練を実施する。

(1) 水防訓練

本市は、梅雨期及び台風期の出水に備え、水防活動を迅速かつ的確に遂行するため、以下に示す内容で水防訓練を実施する。

□水防訓練の実施

○実施の時間及び方法

洪水が予想される台風期前の最も訓練効果のある日を選び、実施に努める。

○実施場所

水防訓練場所に適した場所とする。

○訓練種目

水防訓練は訓練の一部又は全部について実施する。

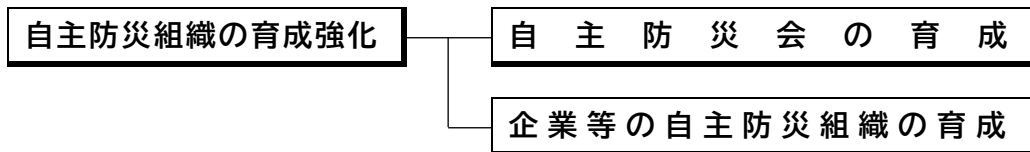
- ・水防工法訓練
- ・避難誘導訓練
- ・水防資材輸送訓練
- ・通信、情報連絡訓練
- ・非常招集訓練
- ・広報訓練
- ・その他水防上必要な訓練

第2 自主防災組織の育成強化

災害時に、被害の防止又は軽減を図るためには、行政や防災関係機関のみならず市民の自主的な防災活動による地域での助け合いが必要である。

また、これらの防災活動は、住民が団結し組織的に行動することにより、より大きな効果が期待できる。

— 《 方 策 》 —



【 施策の内容 】

第2編 震災対策計画

第2章 震災予防計画

第3節 自助・共助による防災対策の推進

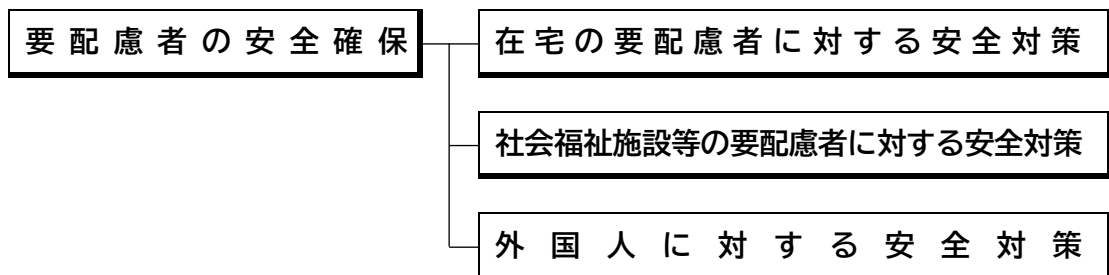
『 第2 自主防災組織の育成強化 』
を準用する。

第3 要配慮者の安全確保

河川災害時において、高齢者、障がい者等といった要配慮者の避難問題は極めて重要な課題である。最近、各地で発生している河川災害の犠牲者の多くは、これらの要配慮者によって占められており、これらの事実を踏まえるならば、河川災害時の人的被害の最小化は、要配慮者の避難対策をなくしては達成し得ないと言っても過言ではない。

このため、本市は、要配慮者を対象とした防災対策を積極的に推進していくこととする。

— 《 方 策 》 —



3.1 在宅の要配慮者に対する安全対策

避難行動要支援者支援制度の活用について、風水害時、特に、市からの避難情報の周知を、可能な範囲で自主防災組織に要請する。そのため、細かな情報提供を行っていく。その他の事項については、以下に示す記載項目を準用するものとする。

【 施策の内容 】

第2編 震災対策計画

第2章 震災予防計画

第3節 自助・共助による防災対策の推進

第3 要配慮者の安全確保

『 3.1 在宅の要配慮者に対する安全対策 』
を準用する。

3.2 社会福祉施設等の要配慮者に対する安全対策

各社会福祉施設の所管課は、自力避難が困難な要配慮者の迅速な避難活動を支援するため、日頃から連絡先を把握し、避難指示等の伝達体制づくりに努める。また、水防法及び土砂災害防止法の規定に基づき、柳瀬川の洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域に立地する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の避難確保を図るための計画作成及び訓練の実施並びに報告が義務付けられている。所管課及び危機管理室は、所有者又は管理者が自主的に避難を判断できるよう災害リスクや防災知識の啓発に努めることや、避難の実行性を確保した計画の作成等を支援するとともに、災害時には避難情報の直接伝達を行う。なお、要配慮者においては、高齢者等避難が発令された段階で避難を開始するものとする。

また、黒目川の洪水浸水想定区域に立地する要配慮者利用施設については、水防法に基づく要配慮者利用施設には該当しないものの、避難情報の伝達などは、義務付けされている施設と同様に行うものとする。

なお、各施設への水防情報の伝達方法は、一斉情報伝達・収集システム及びファクシミリ等を基本とする。

『【本文】本編 第3章 第3節「第3 避難の指示等」』参照
『【資料編】第2.27「柳瀬川の浸水想定区域内の要配慮者利用施設」』参照
『【資料編】第2.29「土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設」』参照

その他の事項については、以下に示す記載項目を準用するものとする。

【 施策の内容 】

第2編 震災対策計画
第2章 震災予防計画
第3節 自助・共助による防災対策の推進
第3 要配慮者の安全確保
『 3.2 社会福祉施設等の要配慮者に対する安全対策 』
を準用する。

3.3 外国人に対する安全対策

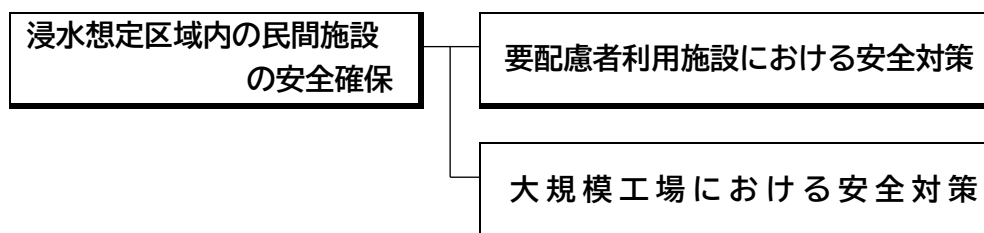
【 施策の内容 】

第2編 震災対策計画
第2章 震災予防計画
第3節 自助・共助による防災対策の推進
第3 要配慮者の安全確保
『 3.3 外国人に対する安全対策 』
を準用する。

第4 浸水想定区域内の民間施設の安全確保

水防法第15条に基づき、浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の所有者等は、各自で避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置等に努める。

— 《 方 策 》 —



4.1 要配慮者利用施設における安全対策

【 施設管理者等 】

水防法第15条の3に基づき、浸水想定区域内の要配慮者施設では、以下の取組を推進するものとする。

(1) 避難確保計画の作成

要配慮者利用施設の所有者又は管理者（以下「施設管理者等」という。）は、施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

(2) 避難訓練の実施及び報告

施設管理者等は、洪水時に円滑かつ迅速に避難ができるように要配慮者利用施設において訓練を実施しなければならない。また、訓練結果について、市に報告しなければならない。

(3) 自衛水防組織の設置

施設管理者等は、施設を利用する要配慮者が洪水時に円滑かつ迅速に避難できるように自衛水防組織を設置するよう努める。

『【資料編】第2.27「柳瀬川の浸水想定区域内の要配慮者利用施設」』参照

『【資料編】第2.29「土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設」』参照

4.2 大規模工場における安全対策

【 施設管理者等 】

水防法第15条の4に基づき、大規模な工場その他の施設であって洪水時に浸水の防止を図る必要があると認められる施設（国土交通省で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当する施設で、その施設の所有者または管理者からの申出があった場合に限る。延床面積が10,000㎡以上の工場、作業所又は倉庫など）は、以下の取組を推進するものとする。

ただし、令和4年度時点において、本市では大規模工場等の用途及び基準に関する条例を定めていないため、今後、策定に向けた検討を行う。

(1) 浸水防止計画の作成

大規模工場の所有者又は管理者（以下「施設管理者等」という。）は、当該施設の洪水時の浸水防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するよう努める。

(2) 避難訓練の実施

施設管理者等は、洪水時に大規模工場内への浸水を防止するため、訓練の実施に努める。

(3) 自衛水防組織の設置

施設管理者等は、洪水時の大規模工場内への浸水を防止するための自衛水防組織を設置するよう努める。

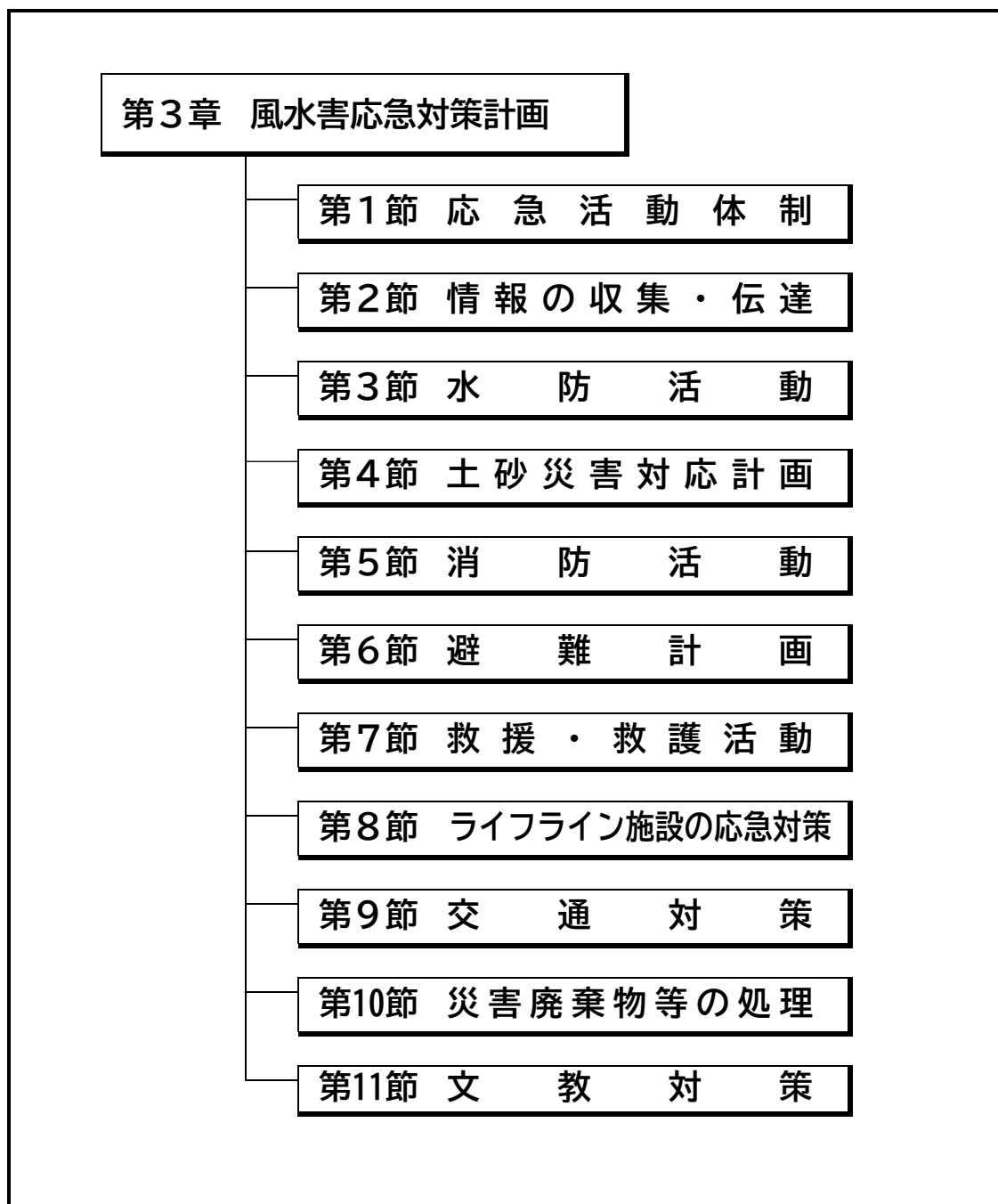
(4) 市長への報告

浸水防止計画を策定、自衛水防組織を設置した場合は、市長に報告しなければならない。

第3章 風水害応急対策計画

大規模な風水害の発生は、家屋の倒壊、浸水や火災及び崖崩れの発生、道路・交通網の寸断等の二次災害の多発を伴うことが考えられる。そのため、本市は風水害の特性を考慮して以下に示す11項目からなる応急対策活動を実施し、災害の拡大防止に努めるものとする。

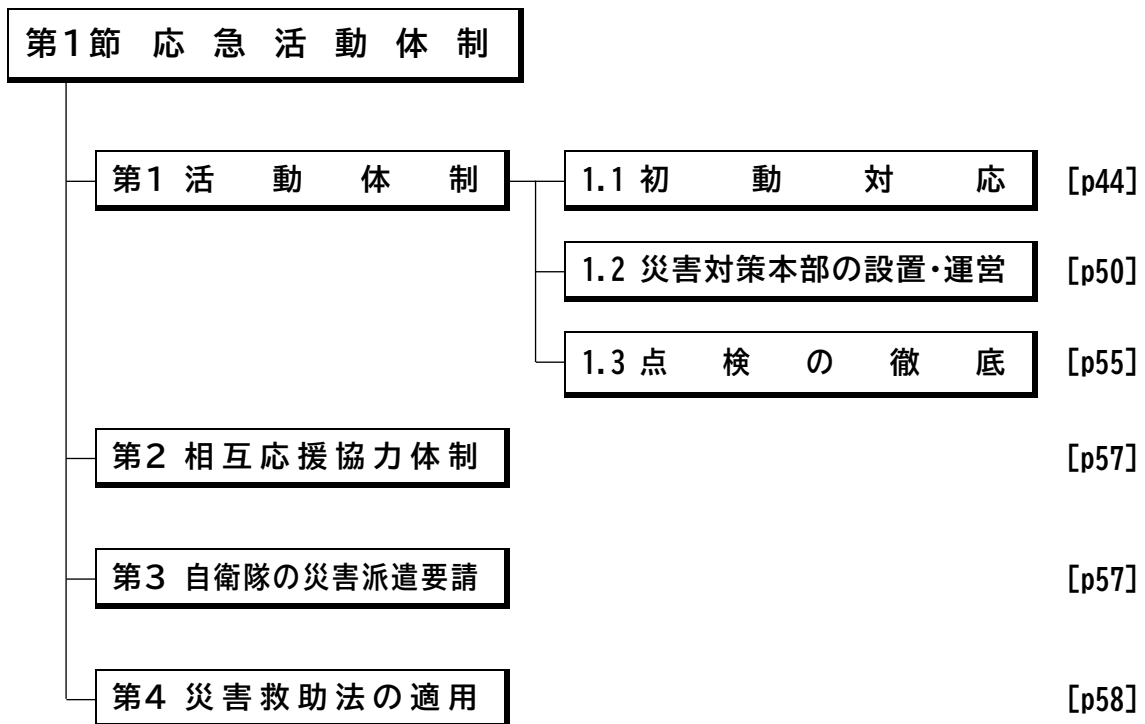
(計画内容は、適宜、震災応急対策計画を準用する。)



第1節 応急活動体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、住民の生命及び身体の安全を確保するため、近隣市区町村、県その他関係機関の協力を得て、迅速かつ的確に応急活動が展開できるように本市の活動体制を定める。

***** 《 応急活動体制の構成 》 *****



第1 活動体制

迅速かつ的確な応急活動を展開するため、本市の活動体制及び災害対策本部の組織・運営について定める。

1.1 初動対応

【全職員】

(1) 初動対応の概要

初動対応は、災害の規模等の状況により異なるが、おおむね以下に示すとおりであり、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、これに準じて初動対応を行う。

① 連絡系統確認等の準備・待機（待機体制）

気象予警報等が発せられ、又はその状況から災害の発生が予想される場合、待機体制により、気象予警報等の情報を収集するとともに、連絡系統の確認及び通信機器類の点検等を行い、状況の変化によっては、組織的な災害対策活動体制へ円滑に移行できるよう準備、待機する。

② 配備の決定

□警戒体制の決定

危機管理監は、気象予警報等の情報を判断資料とし、災害の発生が予測される場合には、その緊急度に応じて、適切な動員配備を判断し、市長にその判断を仰ぎ、承認を得て動員を指令する。

□緊急体制・非常体制の決定

- 危機管理監は、警戒体制下において、気象予警報等の情報について、本市の避難指示等判断基準に達した場合、市長に発令の判断を仰ぎ、承認を得て、緊急体制の動員配備及び避難情報発令を指令する。
- 危機管理監は、警戒体制下において、気象予警報等の情報より、管内で相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、市長にその判断を仰ぎ、承認を得て非常体制の1号又は2号配備の動員配備を指令する。
- 市長は、管内で局地的な災害が発生し、又は相当規模の災害が発生するおそれがあると判断した場合は、非常体制の1号又は2号配備を決定し、危機管理監は動員配備を指令する。

③ 水防情報の収集

危機管理室は、気象情報、河川水位等の水防情報について、県災害オペレーション支援システム、気象庁ホームページ、防災情報提供システム、国交省ホームページ「川の防災情報」、埼玉県土砂災害警戒情報システム等を基に状況を把握する。

④ 災害対策本部の設置

市長は、管内に局地的災害が発生し、又は相当規模の災害が発生するおそれがある場合等で必要と認めるときは、災害対策本部を設置する。

⑤ 災害対策本部への動員の伝達

各部長は、あらかじめ定められた伝達経路に従って、所属職員に対し災害対策本部への動員指令を伝達する。

⑥ 初動期災害情報の収集

災害対策本部の各班は、それぞれが関係する災害情報の収集に努め、「情報班」へ報告する。

「総括班」は、各班及び関係機関から収集された情報を精査し、被害の全体像を早期に把握する。

⑦ 応援要請

本部長は、初動期の災害情報から広域応援が必要と認められた場合は、事前に締結されている協定等に基づき、応援を要請する。

⑧ 自衛隊の災害派遣要請

本部長は、初動期の災害情報から、自衛隊の派遣が必要であると判断した場合は、速やかに県知事に対して自衛隊の派遣の要請を依頼する。

⑨ 災害救助法の適用申請

本部長は、初動期の災害情報から災害救助法の適用基準を満たし、適用による救助が必要と判断した場合は、速やかに県知事へ災害救助法の適用の申請を行う。また、令和2年5月に災対法が改正され、おそれ段階での災害救助法の適用申請が可能となったことに留意する。

なお、基準に達しなくても適用するおそれがある場合には必ず県に報告する。

(2) 活動体制及び配備基準

① 災害対策本部設置前の体制

災害対策本部設置前の体制は次頁の表のとおりであり、気象予警報等が発表され、かつ市長が必要と認めるときは、待機体制又は警戒体制をとる。

② 災害対策本部設置後の体制

市長は、局地的災害の発生や、大規模な災害の発生するおそれがある場合等で必要と認めるときは、災害対策本部を設置し、非常体制をとる。非常体制は、緊急度・被害規模要件等に応じて1号配備又は2号配備の区分とする。

③ 災害対策本部の組織及び動員計画

災害対策本部の組織編成及び動員計画は、次のとおりである。

なお、「危険度判定班」は、全職員の中から有資格者により編成するものとする。

風水害対策編

第3章 風水害応急対策計画

第1節 応急活動体制

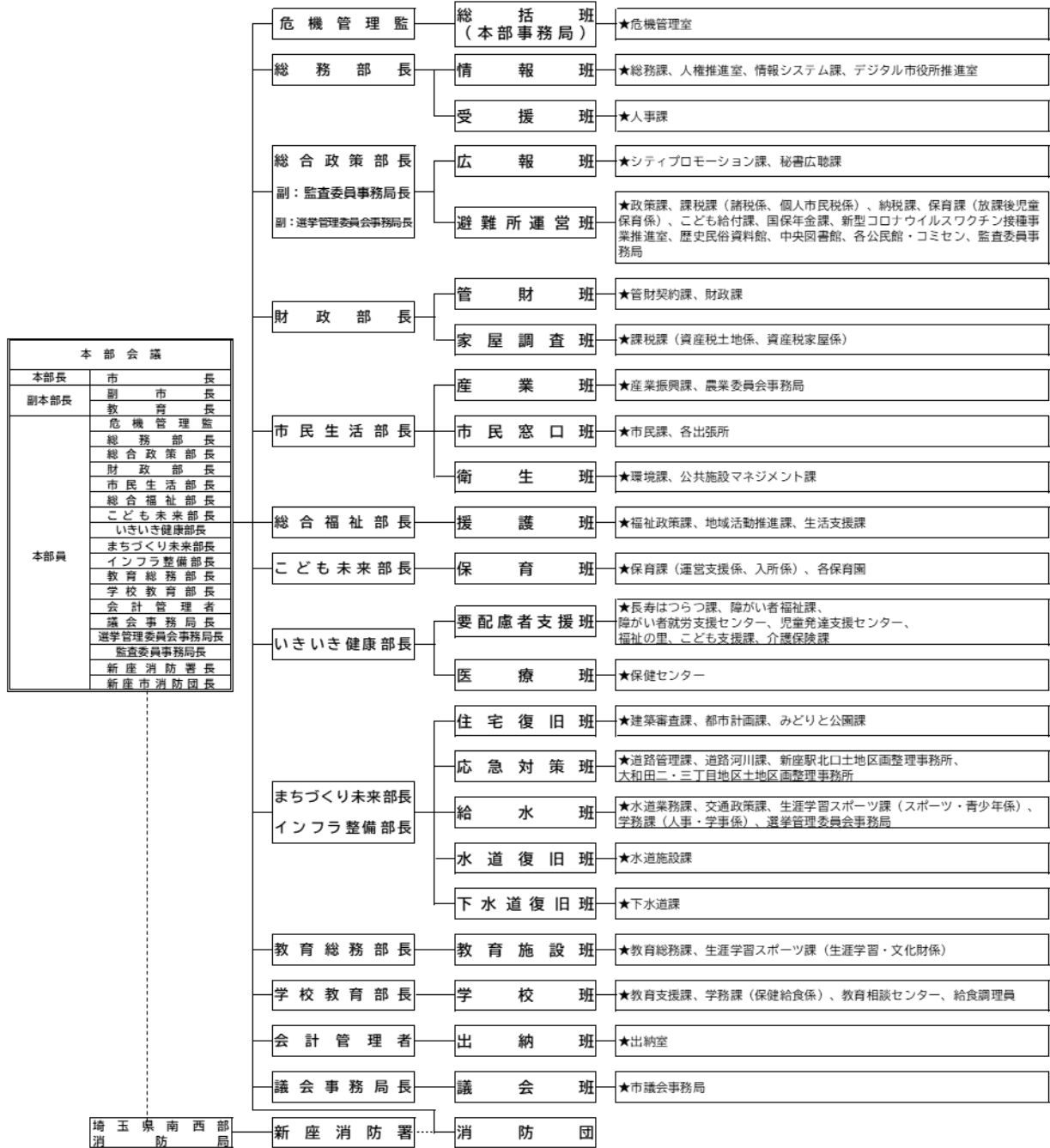
□活動体制と配備基準（風水害）

活動体制	配備基準	活動内容	配備人員			
第一次防災体制 (待機体制)	○大雨・洪水・強風注意報が発表された場合	○気象情報の収集を行う。 ○必要に応じて担当幹部職員による連絡調整及び情報の確認を行う。	○危機管理室、道路管理課、道路河川課、下水道課の管理職員又は所属部長が指定した職員			
第二次防災体制 (警戒体制)	以下のいずれかに該当した場合 ○大雨・洪水・暴風警報が発表された場合 ○国土交通省、気象庁から洪水予報（荒川洪水注意報（氾濫注意情報以上））が発表された場合 ○柳瀬川（清柳橋）又は黒目川（浜崎）で水防団待機水位に達した場合	○気象情報、河川の水位、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布、現地（道路、重要水防箇所周辺及び土砂災害警戒区域）等の状況を監視する。 ○必要に応じて関係部局間において調整会議を行う。	○下記の所属のうち所属部長が必要と認めた職員 総括班（危機管理室） 情報班（総務課） 受援班（人事課） 広報班（シティプロモーション課） 応急対策班（道路管理課、道路河川課） 住宅復旧班（みどり公園課） 下水道復旧班（下水道課） ○消防団長が必要と認める消防団員			
第三次防災体制 (緊急体制)	○以下のいずれかの基準を満たし、本部長（市長）が、高齢者等避難を発令する必要があると認めた場合 (避難場所を開設)	○速やかに避難場所を開設する。 ○総括班が統括に専念する体制とするため、電話対応等、防災体制を整備する。 ○必要に応じて関係部局間において調整会議を行う。	○下記の所属の全職員 総括班（危機管理室） 応急対策班（道路管理課、道路河川課） 下水道復旧班（下水道課）			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>洪水の基準</th> <th>土砂災害の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>以下のいずれかに該当した場合 ○柳瀬川（清柳橋）で避難判断水位に達した場合 ○荒川（治水橋）で氾濫危険水位に達した場合 ○黒目川（浜崎）で氾濫危険水位に達するとともに、以降も水位上昇が見込まれる場合 ○黒目川の現地確認において必要性を認めた場合 ○防災情報提供システムにおける流域雨量指数の2時間後までの予測値が警報基準を大きく超える（基準Ⅲ）とともに、以降も水位上昇が見込まれる場合</td> <td>○埼玉県及び気象庁から土砂災害警戒情報が発表された場合</td> </tr> </tbody> </table>	洪水の基準	土砂災害の基準	以下のいずれかに該当した場合 ○柳瀬川（清柳橋）で避難判断水位に達した場合 ○荒川（治水橋）で氾濫危険水位に達した場合 ○黒目川（浜崎）で氾濫危険水位に達するとともに、以降も水位上昇が見込まれる場合 ○黒目川の現地確認において必要性を認めた場合 ○防災情報提供システムにおける流域雨量指数の2時間後までの予測値が警報基準を大きく超える（基準Ⅲ）とともに、以降も水位上昇が見込まれる場合	○埼玉県及び気象庁から土砂災害警戒情報が発表された場合	○必要に応じて関係部局間において調整会議を行う。 ○避難指示を要する場合、災害対策本部員会議の開催を検討するとともに、第四次防災体制に備える。
洪水の基準	土砂災害の基準					
以下のいずれかに該当した場合 ○柳瀬川（清柳橋）で避難判断水位に達した場合 ○荒川（治水橋）で氾濫危険水位に達した場合 ○黒目川（浜崎）で氾濫危険水位に達するとともに、以降も水位上昇が見込まれる場合 ○黒目川の現地確認において必要性を認めた場合 ○防災情報提供システムにおける流域雨量指数の2時間後までの予測値が警報基準を大きく超える（基準Ⅲ）とともに、以降も水位上昇が見込まれる場合	○埼玉県及び気象庁から土砂災害警戒情報が発表された場合					
第四次防災体制 (非常体制1号配備)	○洪水に関する前兆現象又は災害が発生し、本部長（市長）が、避難指示を発令する必要があると認めた場合 ○その他、本部長（市長）が必要と認めた場合	○災害対策本部の設置を前提とする。 ○災害対策本部事務局スペースとして、関係部署及び防災関連団体の職員が一堂に会する事務スペースを確保する。 ○避難所として長期間の開設を前提に体制を整備する。 ○情報収集・伝達、水防、輸送、医療救護等の災害対策活動が円滑に行える体制とする。	○毎年度当初に所属ごとに作成する動員計画に基づく職員（全職員対応ではない所属については、半数程度） ○全消防団員			
第五次防災体制 (非常体制2号配備)	○本部長（市長）が、全職員で対応する必要があると認めた場合	○本市の組織及び機能の全てをあげて活動する体制とする。	○全職員 ○全消防団員			

■非常体制（災害対策本部事務局）組織表

各班の業務状況に応じて、班間で相互応援体制をとるものとする。

非常体制（災害対策本部事務局）組織表 ★印は、班長課を示す。



- ・各部長は、所属班の業務を総括し、職員の指揮監督を行う。
- ・住宅復旧班の危険度判定担当は、全職員の中から有資格者により編成する。
- ・市立小中学校の教職員は、本市の災害対策本部の活動に協力するものとする。

風水害対策編
 第3章 風水害応急対策計画
 第1節 応急活動体制

□配備体制別動員計画表（その1）

[令和4年4月現在]

班	所属	班長課	第一次 防災体制	第二次 防災体制	第三次 防災体制	第四次 防災体制	第五次 防災体制
本部長	市長				本部長の判断による	◎	◎
副本部長	副市長				本部長が決定	◎	◎
	教育長				本部長が決定	◎	◎
本部長	危機管理監		○	○	◎	◎	◎
	総務部長			危機管理監との協議により決定	本部長が決定	◎	◎
	総合政策部長			危機管理監との協議により決定	本部長が決定	◎	◎
	財政部長				本部長が決定	◎	◎
	市民生活部長				本部長が決定	◎	◎
	総合福祉部長				本部長が決定	◎	◎
	こども未来部長				本部長が決定	◎	◎
	いきいき健康部長				本部長が決定	◎	◎
	まちづくり未来部長			危機管理監との協議により決定	◎	◎	◎
	インフラ整備部長			危機管理監との協議により決定	◎	◎	◎
	教育総務部長				本部長が決定	◎	◎
	学校教育部長				本部長が決定	◎	◎
	会計管理者				本部長が決定	◎	◎
	議会事務局長				本部長が決定	◎	◎
	選挙管理委員会事務局長				本部長が決定	◎	◎
	監査委員事務局長				本部長が決定	◎	◎
	新座消防署長				本部長が決定	◎	◎
新座市消防団長				○	◎	◎	
総括班	危機管理室	◎	○	○	◎	◎	◎
情報班	総務課	◎		○	○	◎	◎
	情報システム課・デジタル市役所推進室				総務部長が決定	◎	◎
受援班	人権推進室				総務部長が決定	◎	◎
	人事課	◎		○	○	◎	◎
広報班	シティプロモーション課	◎		○	○	◎	◎
	秘書広聴課					◎	◎
管財班	財政課					○	◎
	管財契約課	◎				◎	◎
家屋調査班	課税課（資産税土地係、資産税家屋係）	◎			財政部長が決定	◎	◎
産業班	産業振興課	◎				◎	◎
	農業委員会事務局					○	◎
市民窓口班	市民課	◎				◎	◎
	東北出張所					○	◎
	栄出張所					○	◎
	栗原出張所					○	◎
衛生班	西堀・新堀出張所					○	◎
	環境課	◎				◎	◎
援護班	公共施設マネジメント課					○	◎
	地域活動推進課					○	◎
	福祉政策課	◎				◎	◎
保育班	生活支援課					○	◎
	保育課（運営支援係、入所係）	◎				◎	◎
	各保育園					○	◎

注1) 全職員の班数が対応する第四次防災体制とする前の段階で、本部長は本部員を招集することができるものとする（災害対策本部設置とする。）。

注2) ◎は原則全員出勤、○は所属長が指定した職員（第四次防災体制では約半数）が出勤する。夜間・休日を問わないが、24時間体制となる場合、原則2交代制とし、職員の休息に留意する。

□配備体制別動員計画表（その2）

[令和4年4月現在]

班	所属	班長課	第一次 防災体制	第二次 防災体制	第三次 防災体制	第四次 防災体制	第五次 防災体制
避難所運営班	政策課	◎		担当者自席待機	○	○	◎
	課税課（諸税係、個人市民税係）			担当者自席待機	○	○	◎
	納税課			担当者自席待機	○	○	◎
	保育課（放課後児童保育係）			担当者自席待機	○	○	◎
	こども給付課			担当者自席待機	○	○	◎
	国保年金課			担当者自席待機	○	○	◎
	新型コロナウイルスワクチン接種事業推進室			担当者自席待機	○	○	◎
	歴史民俗資料館			担当者自席待機	○	○	◎
	中央公民館			担当者自席待機	○	○	◎
	野火止公民館			担当者自席待機	○	○	◎
	栄公民館			担当者自席待機	○	○	◎
	栗原公民館			担当者自席待機	○	○	◎
	畑中公民館			担当者自席待機	○	○	◎
	大和田公民館			担当者自席待機	○	○	◎
	東北コミュニティセンター			担当者自席待機	○	○	◎
	西堀・新堀コミュニティセンター			担当者自席待機	○	○	◎
	中央図書館			担当者自席待機	○	○	◎
ふるさと新座館			担当者自席待機	○	○	◎	
監査委員事務局			担当者自席待機	○	○	◎	
要配慮者支援班	障がい者福祉課			担当者自席・自宅待機	○	○	◎
	障がい者就労支援センター					○	◎
	児童発達支援センター					○	◎
	福祉の里					○	◎
	こども支援課					○	◎
	長寿はつらつ課	◎		担当者自席・自宅待機	○	○	◎
	介護保険課			担当者自席・自宅待機	○	○	◎
医療班	保健センター	◎			○	◎	◎
応急対策班	道路管理課	◎	○	○	◎	◎	◎
	道路河川課		○	○	◎	◎	◎
	新座駅北口 土地区画整理事務所				○	◎	◎
	大和田二・三丁目 土地区画整理事務所				○	◎	◎
住宅復旧班	都市計画課				まちづくり未来部長が決定	◎	◎
	建築審査課	◎			まちづくり未来部長が決定	◎	◎
	みどり公園課			○	○	◎	◎
給水班	水道業務課	◎				◎	◎
	交通政策課					○	◎
	生涯学習スポーツ課（スポーツ・青少年係）					○	◎
	学務課（人事・学事係）					○	◎
	選挙管理委員会事務局				インフラ整備部長が決定	◎	◎
水道復旧班	水道施設課	◎				◎	◎
下水道復旧班	下水道課	◎	○	○	○	◎	◎
教育施設班	教育総務課	◎				○	◎
	生涯学習スポーツ課（生涯学習・文化財係）				教育総務部長が決定	○	◎
学校班	学務課（保健給食係）					○	◎
	教育支援課	◎				○	◎
	教育相談センター					○	◎
	給食調理員					○	◎
出納班	出納室	◎				○	◎
議会班	市議会事務局	◎				○	◎
	消防団			○	○	◎	◎
緊急初動職員				担当者自宅待機	○		

注1) 全職員の班数に対応する第四次防災体制とする前の段階で、本部長は本部員を招集することができるものとする（災害対策本部設置とする。）。

注2) ◎は原則全員出勤、○は所属長が指定した職員（第四次防災体制では約半数）が出勤する。夜間・休日を問わないが、24時間体制となる場合、原則2交代制とし、職員の休息に留意する。

④ 動員指令の手順

初動期の動員は、危機管理室が中核となり各部長（各課長）を通じて配備要員に伝達する。動員指令は、勤務時間外（夜間・休日等）における迅速な伝達を図るため、あらかじめ伝達経路を定めておくとともに、電話不通時における確実な伝達を図るため、SNS等の代替手段や一斉情報伝達・収集システムを活用する。

⑤ 配備要員等の服务内容

警戒体制以上の体制下では、配備要員及び職員は、次の事項を遵守する。

ア 勤務時間内の服务内容

□通常勤務体制下（警戒体制）

正規の勤務時間が終了しても、警戒配備関係職員は、その所属長の指示があるまで退庁せずに待機する。

□災害対策本部設置後の体制下（非常体制）

- 全職員が、常に災害に関する情報、本部の指示に注意する。
- 原則として行事、会議、出張等を中止する。
- 自らの言動で住民に不安や誤解を与えないように発言には細心の注意を払う。

イ 勤務時間外の職員の参集

勤務時間外（夜間・休日等）に、職員の招集があった場合には、職員は動員計画に基づき速やかに参集（登庁）し、指揮者の指示に従い的確、適切に行動する。

1.2 災害対策本部の設置・運営

【 総括班、管財班、情報班、広報班 】

(1) 災害対策本部の設置

市長は、局地的な災害が発生し、又は相当規模の災害が発生するおそれがある場合、災対法第23条の2の規定に基づき、新座市災害対策本部を設置する。

① 実施の責任者

災害対策本部長は市長とし、不在の場合は次の順位で代理する。

第1順位 副市長

第2順位 教育長

② 設置基準

管内に災害が発生し、又は大規模な災害が発生するおそれがある場合等で市長が必要と認めるとき。

③ 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、「市役所本庁舎」に置き、本部前に「新座市災害対策本部」の標識を掲げ、災害対策本部の設置場所を明示する。

④ 本部必要備品

- 有線電話及びファクシミリ
- 防災行政無線、消防無線
- テレビ、ラジオ
- 複写機
- 庁内放送設備
- 災害対応用臨時電話
- 雨具
- 被害状況図板、住宅地図及びその他地図類
- 災害時の市内応援協力者名簿
- 防災関係機関一覧表
- 災害処理表その他書類一式
- 筆記用具等事務用品
- ハンドマイク
- 懐中電灯
- その他必要資機材

⑤ 本部の閉鎖

本部長は、本市の区域において災害発生のおそれが解消し、かつ、災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、災害対策本部を閉鎖する。
災害対策本部の閉鎖の通知等は、以下に示す「本部設置及び閉鎖の通知」に準じて処理する。

本部設置及び閉鎖の通知

報告先	連絡担当	報告・通知の方法
各 部	情報班	市防災行政無線、庁内放送 ファクシミリ、電話、口頭
県災害対策課	総括班	防災情報システム、地域衛星通信ネットワーク、 県防災行政無線、電話
一 般 住 民	広報班	市防災行政無線、広報車、報道発表、ホームページ、 ツイッター、LINE
防災関係機関	総括班	市防災行政無線、電話、口頭
報道機関等	広報班	ファクシミリ、電話、口頭

(2) 災害対策本部の職務

災害対策本部は、市全域の被災状況に関する情報の収集を行い、状況を把握するとともに、次の事項を協議し、決定する。

災害対策本部の協議事項

- 本部の動員配備に関すること。
- 近隣市町村、県その他関係機関への応援要請に関すること。
- 災害救助法の適用に関すること。
- その他災害対策の重要事項に関すること。

(3) 災害対策本部の運営

災害対策本部の運営は、次のとおり実施する。

□災害対策本部の運営

○災害対策本部員会議

災害に関する情報を分析し、本部の基本方針の協議をするため、本部長は、随時本部員で構成する本部会議を開催する。

本部長は議長を務める。

本部員に事故のある場合は、当該部の次席者が代理出席する。

○本部事務局

各班は本部事務局として、原則、同スペースで業務を実施する。本庁舎へ本部を設置した場合、3階フロア全体を使用する。

各班は、災害対策本部体制下における事務分掌に従い、応急対策活動を遂行する。

『【資料編】第1.9「新座市災害対策本部条例」』参照

(4) 災害対策本部体制下の事務分掌

災害対策本部体制下における事務分掌は、次のとおりである。

□災害対策本部事務局の事務分掌（その1）

〔令和4年4月現在〕

		職名	事務分掌
本部長		市長	1 防災体制、避難情報発令並びに災害対策本部の開設及び閉鎖の決定 2 災害対策活動に関する重要事項や活動方針の決定 3 本部員会議及び本部事務局の統轄及び職員の指揮監督
副本部長		副市長 教育長	1 本部長の補佐 2 本部長に事故あるときの職務の代理
本部員		危機管理監 総務部長 総合政策部長 財政部長 市民生活部長 総合福祉部長 こども未来部長 いきいき健康部長 まちづくり未来部長 インフラ整備部長 会計管理者 教育総務部長 学校教育部長 議事事務局長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長 新座消防署長 新座市消防団長	1 収集された災害情報に基づく各班の災害対策活動方針の検討 2 本部員会議における決定事項の命令指揮 3 現地等における指揮監督
班名		担当部署	事務分掌
危機管理監	総括班	危機管理室	1 防災体制の検討 2 本部員会議及び本部事務局の設置検討及び設置 3 本部員会議の運営 4 各班の総合調整及び連絡 5 気象情報の収集伝達 6 避難情報の発令の検討 7 避難所の開設及び統廃合の検討 8 防災行政無線等の運用・管理 9 消防団への出動要請及び状況の把握 10 災害情報・被害状況の総括取りまとめ 11 応急・復旧対策の実施状況の総括取りまとめ 12 県対本部への報告 13 消防、警察その他防災関係機関との連絡調整 14 県、市町村及び防災関係機関との連絡調整及び協力・応援要請 15 自衛隊への災害派遣要請 16 災害救助法の適用申請
	情報班	総務課 人権推進室 情報システム課 デジタル市役所推進室	1 災害情報・被害状況・帰宅困難者発生状況等の収集 2 各班からの情報集約 3 情報の分類・整理・周知 4 本部員会議及び本部事務局の活動の記録 5 情報関連システムの被害状況の把握、応急復旧 6 通信連絡体制の確保 7 警戒体制及び緊急体制下における市民電話対応
総務部長	受援班	人事課	1 市職員及びその家族の安否確認 2 市職員の参集状況の管理 3 各班の人的・物的資源状況の取りまとめ 4 各班の人的・物的資源受入れ状況の取りまとめ 5 応援団体との調整 6 応援団体への支援 7 県受援本部及び県朝霞支部等との調整 8 警戒体制及び緊急体制下における市民電話対応
	広報班	シティプロモーション課 秘書広聴課	1 市民、来訪者、帰宅困難者への避難情報の伝達 2 市民、来訪者、帰宅困難者への災害情報の広報 3 被災者への生活再建に関する情報の広報 4 報道機関に対する発表 5 報道機関との連絡調整、情報交換及び報道要請 6 関係防災機関との広報調整 7 視察者及び見舞者の応接
副 選挙 管理 委員 会 事務 局長	避難所運営班	政策課 課税課（諸税係、個人市民税係） 納税課 保育課（放課後児童保育係） こども給付課 国保年金課 新型コロナウイルスワクチン接種事業 推進室 歴史民俗資料館 中央図書館 各公民館・コミセン 監査委員事務局	1 避難所の開設、運営補助、自主運営組織立ち上げ 2 統廃合決定後の撤収 3 避難所状況の把握、報告 4 地区防災拠点活動

風水害対策編

第3章 風水害応急対策計画

第1節 応急活動体制

□災害対策本部事務局の事務分掌（その2）

[令和4年4月現在]

班名		担当部署	事務分掌
財政部長	管財班	管財契約課 財政課	1 庁舎、その他市有建築物の被害状況の把握及び応急修理 2 本部員会議及び本部事務局の設置 3 救出用資機材、応急対策活動用資機材の調達 4 車両の管理、調達及び配車 5 ライフラインの被害状況の把握及び庁舎の応急復旧の要請 6 災害対策関係予算及び資金の管理 7 国・県等への補助金等の申請
	家屋調査班	課税課 (資産税土地係、資産税家屋係)	1 住家等の被害認定調査
市民生活部長	産業班	産業振興課 農業委員会事務局	1 農地、農業用施設、農作物、園芸作物の被害状況把握、復旧対策 2 商工業関係の被害状況把握、復旧対策 3 被災農家及び中小企業関係の融資 4 家畜の防疫 5 帰宅困難者対策 6 市内パトロール
	市民窓口班	市民課 各出張所	1 市民の相談対応 2 来庁者の対応、誘導 3 安否確認対応及び市民の安否情報の収集 4 電話交換業務 5 被災者生活再建支援制度に関する窓口業務及び申請関連業務 6 罹災証明書発行業務
	衛生班	環境課 公共施設マネジメント課	1 し尿処理 2 ごみ処理 3 災害廃棄物処理 4 動物愛護対策 5 そ族昆虫駆除
総合福祉部長	援護班	福祉政策課 地域活動推進課 生活支援課	1 食糧及び生活必需品の調達・管理・輸送 2 行旅病人及び行旅死亡人の取扱い 3 遺体の捜索、収容及び埋葬（火葬） 4 ボランティアセンターの開設及び活動計画の作成 5 ボランティア、労働者の受け入れ体制の整備 6 ボランティア、労働者の派遣状況の把握 7 外国人への支援
未来部長 こども	保育班	保育課（運営支援係、入所係） 各保育園	1 園児の避難、救護及び保護者引渡し 2 保育施設の被害状況の把握、応急復旧 3 園児・職員健康管理 4 応急保育 5 保育園再開に向けた対応
いきいき健康部長	要配慮者支援班	長寿はつらつ課 障がい者福祉課 障がい者就労支援センター 児童発達支援センター 福祉の里 こども支援課 介護保険課	1 避難行動要支援者の安否確認及び避難支援 2 被災者の避難場所への誘導 3 要配慮者利用施設の被害状況の把握 4 福祉避難所の開設・運営 5 福祉避難所の受け入れ及び移送に関する調整 6 緊急体制下における要配慮者利用施設への情報伝達
	医療班	保健センター	1 医療救護需要の把握 2 医療機関の被害状況の把握 3 医療救護所の設置 4 関係医療機関との連絡調整 5 防疫、保健衛生 6 食品衛生 7 要配慮者への医療支援 8 医療相談対応

□災害対策本部事務局の事務分掌（その3）

〔令和4年4月現在〕

班名	担当部署	事務分掌
まちづくり インフラ 整備部長	住宅復旧班 建築審査課 都市計画課 みどり公園課	1 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定 2 住家の応急修理 3 住家内外の障害物の除去 4 公園の被害状況の把握、応急復旧 5 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等危険箇所又は被災箇所の現地確認及び警戒区域の設定 6 野外避難所の設営及び管理 7 応急仮設住宅に関する国、県との調整 8 応急仮設住宅に関する用地確保、建設、維持管理 9 応急仮設住宅としての民間建築物の調達 10 復興まちづくりに関すること
	応急対策班 道路管理課 道路河川課 新座駅北口土地区画整理事務所 大和田二・三丁目地区 土地区画整理事務所	1 道路、河川、橋梁等の被害状況の把握、応急復旧 2 市街地の排水対策 3 警戒区域の設定 4 緊急輸送道路の確保 5 土木建設業者等との連絡調整
	給水班 水道業務課 交通政策課 生涯学習スポーツ課 (スポーツ・青少年係) 学務課(人事・学事係) 選挙管理委員会事務局	1 応急給水 2 飲料水の調達、管理
	水道復旧班 水道施設課	1 水道施設の被害状況の把握、応急復旧 2 給水源の確保 3 水道工事店等との連絡調整
	下水道復旧班 下水道課	1 下水道施設の被害状況の把握、応急復旧 2 市街地の排水対策 3 土木建設業者等との連絡調整
教育総務 部長	教育施設班 教育総務課 生涯学習スポーツ課 (生涯学習・文化財係)	1 教育施設の被害状況の把握、応急復旧(放課後児童保育室含む。) 2 文化財の被害状況の把握、応急復旧
学校 教育部長	学校班 教育支援課 学務課(保健給食係) 教育相談センター 給食調理員	1 児童、生徒の避難、救護及び保護者への引渡し 2 児童、生徒及び教職員の被災状況の把握 3 児童、生徒及び教職員の健康管理 4 児童、生徒の教育相談 5 学校再開に向けた対応 6 応急教育 7 避難所運営支援 8 被災児童、生徒への学用品等の支給 9 炊き出し、衛生管理
会計 管理者	出納班 出納室	1 災害対策関係予算に関する出納 2 義援金の受付・管理
議会 事務局長	議会班 市議会事務局	1 新座市議会災害対策支援本部事務の補助 2 新座市議会災害対策支援本部の情報等の取りまとめ

□災害対策本部事務局の事務分掌（その4）

〔令和4年4月現在〕

班名等	事務分掌
消防団	1 管轄区域又は隣接地区における災害防衛活動 2 人命の救出及び救助 3 被災者の避難誘導 4 避難経路等の障害物の除去 5 危険物等の措置 6 排水活動並びに給水活動の協力 7 死者及び行方不明者の捜索 8 被災情報の収集、「情報班」へ伝達 9 その他災害防衛に必要な活動
埼玉県南西部消防局	1 庁舎の保全 2 本部の設置・運営 3 市災対本部及び関係機関との連絡・調整 4 情報の収集・伝達 5 警防活動方針の決定 6 消防職員の動員及び消防団との連絡調整 7 消火活動の実施 8 救急・救助活動の実施 9 消防隊等の補強及び編成 10 警戒区域の設定 11 仮救護所の設置

1.3 点検の徹底

【住宅復旧班】

雨が止んだ時点で、直ちに避難情報及び体制の解除を行うのではなく、被害や河川水位上昇がないこと等、過去の浸水実績が多い箇所を中心に、雨が止んだ後に点検を行い、安全性が担保されてから、避難情報の解除や体制の解除を行う。

第2 相互応援協力体制

市長は、初動活動期に収集された情報に基づき、現有の人員、資機材、備蓄物資等では、災害応急対策又は災害復旧を実施することが困難であると判断したときは、関係する法律及び相互応援に関する協定等に基づき、国、県、市区町村その他関係機関に職員の派遣、救援物資の調達等の応援を速やかに要請する。

応援要請は、「総括班」を窓口として行うものとする。

【 対策の内容 】

第2編 震災対策計画

第3章 震災応急対策計画

第3節 混乱期から実施する活動

第7 広域応援要請

『 7.1 応援要請の基本的な考え方 』

『 7.2 埼玉県に対する要請 』

『 7.4 他市町村、指定地方行政機関等への要請 』

『 7.5 民間団体等への要請 』

『 7.6 応援部隊の受入れ 』

を準用する。

第3 自衛隊の災害派遣要請

市長は、災害の規模が大きく、自力での応急活動が十分に行えず、被害拡大のおそれのある場合は、直ちに自衛隊の災害派遣要請を行う。

【 対策の内容 】

第2編 震災対策計画

第3章 震災応急対策計画

第3節 混乱期から実施する活動

第7 広域応援要請

『 7.3 自衛隊への災害派遣要請 』

を準用する。

第4 災害救助法の適用

災害救助法は、災害により市町村単位で適用基準以上の被害が生じた場合、国の責任において、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、災害に際しての応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としている。

災害救助法の概要及びその適用基準と実施内容は次のとおりである。

【 対策の内容 】

第2編 震災対策計画

第3章 震災応急対策計画

第4節 緊急救援期から実施する活動

『 第11 災害救助法の適用 』

を準用する。

第2節 情報の収集・伝達

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、本市は、速やかに連絡体制を確立し、必要な情報を収集するとともに、流言飛語等による社会混乱を防止し、住民が適切に判断し行動できるよう正確な情報を提供し、更に被災者に対しては苦情、要望等を聴取しその早期解決を図るため、災害時における情報の収集伝達計画を定める。

***** 《 情報の収集・伝達の構成 》 *****

第2節 情報の収集・伝達		
第1 災害情報の連絡体制の確立	1.1 連絡網及び連絡手段	[p58]
	1.2 初動期の災害情報収集体制	[p61]
	1.3 被害調査の報告	[p75]
第2 住民への広報・広聴	2.1 広報活動	[p76]
	2.2 住民の各種相談窓口	[p78]
第3 報道機関への報道依頼等		[p79]

第1 災害情報の連絡体制の確立

本市は、連絡体制を速やかに確立し、迅速かつ的確な災害情報の収集・伝達活動を実施する。

1.1 連絡網及び連絡手段

【 総括班、情報班 】

平常時よりあらかじめ設定しておいた連絡網を軸に、各種連絡手段の特性を考慮し、災害情報を迅速かつ確実に収集・伝達する。

(2) 連絡手段

災害発生時に、通信施設の所有者又は管理者は、速やかに施設を点検し、被害を受けた部分については復旧対策を講じ、通信を確保する。

また、災害時では電話のふくそう、途絶等を考慮し、複数の通信手段の特性をいかし有効かつ総合的に情報を収集・伝達するものとする。

なお、洪水予報や水位周知情報、水防警報等については、河川管理者（国・県）より、各市町村に直接情報伝達されることから、河川管理者から情報提供を受けた時には、本市では避難指示等の発令を検討し、発令する場合、速やかに市域へ伝達を行う。

① 本部と出先機関等との通信手段

本部と主要な出先機関又は避難所との連絡が電話のふくそう等により途絶えた場合、避難場所に配備している IP 無線を活用する。

なお、消防無線は、消防活動の程度により可能な場合に使用する。

② 国、県等との通信手段

本部と県との通信手段は、県災害オペレーション支援システム、電話、ファクシミリ及び県防災行政無線を使用して連絡する。

③ 防災関係機関との通信手段

本部と防災関係機関との通信手段は、電話、県防災行政無線、消防無線等を使用して連絡する。

④ 市域への情報伝達

確実に市民に情報を伝達するため、複数の伝達手段を用いることを基本とし、防災行政無線、エリアメール／緊急速報メール、Lアラートを主力としながら、広報車、ホームページ、ツイッター、LINE 協定締結に基づく伝達手段の活用を検討することとする。

なお、有線通信途絶時の対処として、防災関係機関は、電気通信事業法に基づき、非常（緊急）電報を活用できるよう東日本電信電話(株)埼玉事業部等関係機関の協力体制を確保しておくものとする。

□非常電報及び緊急電報

○非常電報

非常電報は、災害予防又は救援のため緊急を要する事項を内容とし、消防機関又は災害救助機関相互において実施するものとする。

○緊急電報

緊急電報は、火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故等の緊急事態が発生し又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する内容とするものであり、その事実を知った者とその予防、救援、復旧等に直接関係のある機関との間又はこれらの機関相互において実施するものとする。

⑤ 浸水想定区域への情報伝達

浸水想定区域内にある要配慮者利用施設や自主防災会等に対し、一斉情報伝達・収集システムやファクシミリ等により、洪水予報や避難情報等の情報伝達を行う。

1.2 初動期の災害情報収集体制

【 総括班、情報班 】

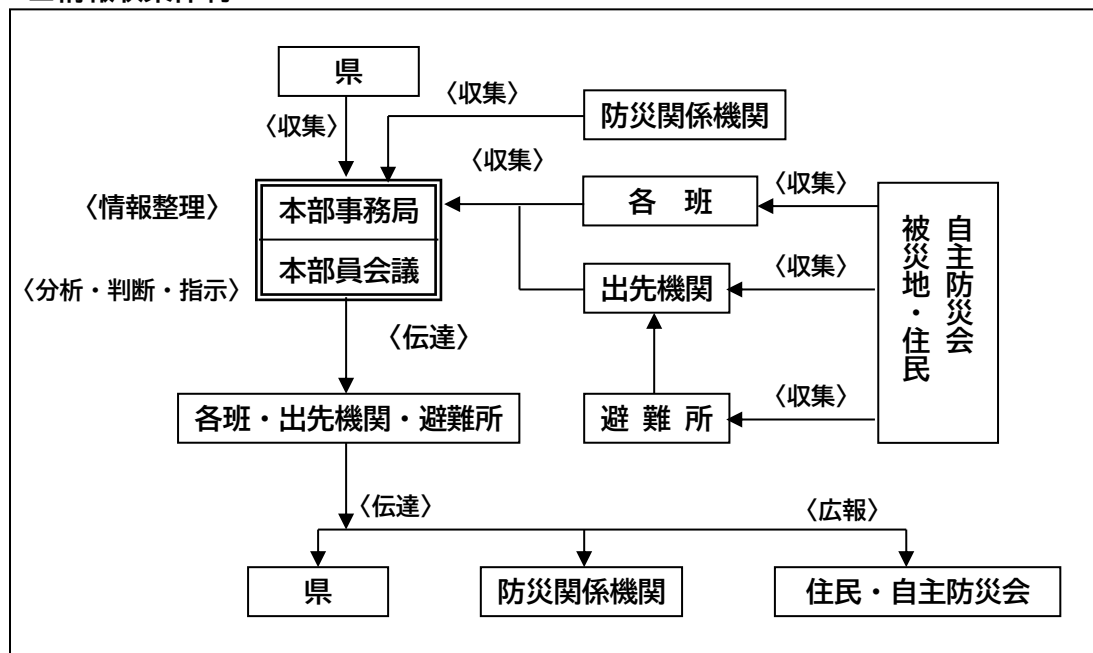
本市は、防災関係機関との緊密な連携の下、管内の被害状況及び応急復旧状況等を正確に把握するための情報収集体制を速やかに確立し、情報収集活動を実施する。

初動期の災害情報は、早期の応急対策の実施、自衛隊の災害派遣要請、及び相互応援要請等を判断するための情報として重要であるため、迅速かつ的確に収集する。

(1) 情報収集体制

- ① 各班は、担当業務に関わる被害状況及び応急復旧状況等の情報を収集し、速やかに情報班へ報告する。
- ② 総括班及び情報班は、県その他関係機関、各班から収集した災害情報を整理し本部員会議へ報告する。
- ③ 本部員会議は、入手した情報の分析を行い、被災状況等を判断し、活動すべき内容を決定し、各班に指示する。
- ④ 本部員及び総括班は、連絡調整し、本部からの指示内容を関係各部に伝達する。
- ⑤ 広報班は、避難の指示等必要な情報を住民に広報する。
- ⑥ 総括班は、被害状況等必要な情報を県その他関係機関に報告する。

□情報収集体制



(2) 気象予報・警報等情報

熊谷地方気象台は、異常気象等によって埼玉県内の地域内に災害の発生するおそれがある場合には、気象業務法（昭和27年法律第165号）、消防法（昭和23年法律第186号）に基づき、注意報、警報、特別警報等を発表し、関係機関に通知する。

「総括班」は、県災害オペレーション支援システム、気象庁ホームページ、防災情報提供システム等により上記の情報を的確に受報し、適切な応急活動に役立てる。

□新座市の注意報・警報・特別警報の種類と発表基準（令和4年5月26日現在）

注意報		警報		特別警報	
種類	基準値	種類	基準値	種類	基準値
大雨	表面雨量指数が9以上 土壌雨量指数基準が82以上	大雨	大雨警報（浸水害） 表面雨量指数が18以上 大雨警報（土砂災害） 土壌雨量指数基準が119以上	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
		※ 記録的短時間大雨情報は、大雨警報が発表されており、1時間雨量が100mm以上の降水が観測または解析され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合、発表される。			
洪水	流域雨量指数基準が 黒目川流域=12.8以上 柳瀬川流域=22.8以上 表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準が 黒目川流域=(5, 12.5)以上 柳瀬川流域=(7, 22.8)以上	洪水	流域雨量指数基準が 黒目川流域=16.1以上 柳瀬川流域=28.6以上 表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準が 柳瀬川(7, 27.6)以上 指定河川洪水予報による基準 荒川〔治水橋〕		
大雪	12時間の降雪の深さ 5cm以上	大雪	12時間の降雪の深さ 10cm以上	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
強風	平均風速11m/s以上	暴風	平均風速20m/s以上	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
風雪	平均風速11m/s以上で雪を伴う	暴風雪	平均風速20m/s以上で雪を伴う	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
濃霧	視程100m以下				
雷	落雷等により被害が予想される場合				
乾燥	最小湿度25%以下で実効湿度55%以下の場合				
低温	夏期：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合。 冬期：最低気温-6℃以下				
霜	早霜、晩霜期に最低気温4℃以下となり、農作物に著しい被害が予想される場合				
着雪（氷）	著しい着雪（氷）により被害が予想される場合				

注）特別警報の発表に当たっては、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風圧などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

注) 土壌雨量指数とは、降った雨が土壌にどれだけ貯まっているかを雨量データから、「タンクモデル」という手法を用いて指数化したものであり、市域を1km格子にして計算している。

注) 流域雨量指数とは、河川流域を1km四方の格子(メッシュ)に分けて、降った雨水が、地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を、「タンクモデル」や「運動方程式」を用いて計算している。河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標である。

注) 表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するために、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを「タンクモデル」という手法を用いて指数化したものであり、市域を1km格子にして計算している。

備考1) 埼玉県の地域細分

熊谷地方気象台では、気象現象に伴う災害の発生が予想される場合、警報・注意報を各市町村を対象として発表する。テレビやラジオなどでの放送や天気予報電話サービス等では、重要な情報を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、一次細分区域や市町村等をまとめた地域として南部を3地域、北部を2地域に細分した地域の名称を用いる場合がある。この場合、本市は、一次細分区域で南部、市町村等をまとめた地域で南中部に該当する。

備考2) 早期注意情報(警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。

当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(埼玉県南部など)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(埼玉県など)で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

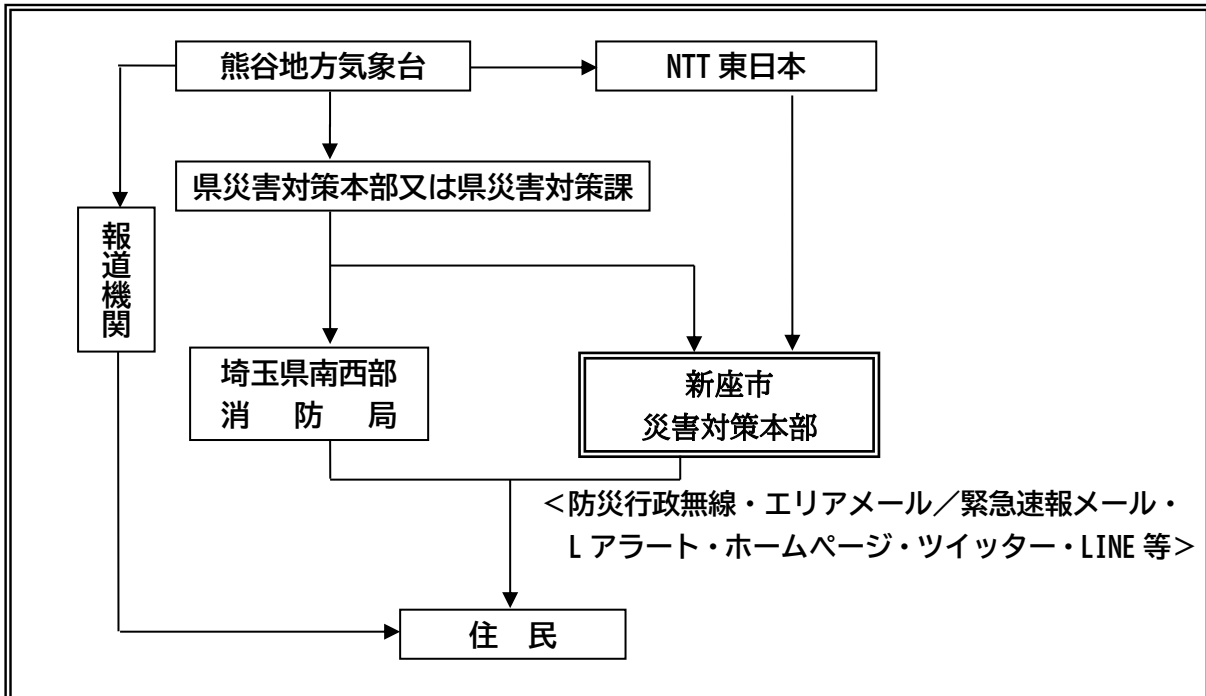
□キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

種類	概要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

■埼玉県の地域細分



■気象警報等の伝達系統図



(3) 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報、水防警報、水位周知

① 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報

指定河川の洪水予報は、あらかじめ指定した河川について、区間を定め、水位又は流量を示して、洪水によって大きな損害が生ずるおそれのある場合にその旨を警告して行う予想の発表であり、水防管理団体の水防活動に指針を与えて水防活動が迅速かつ適期に行われるようにするとともに、一般にも周知させて洪水に対する種々の準備をさせるためのものである。

ア 国が管理する河川の洪水予報

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項により、国土交通大臣及び気象庁長官が共同して行う洪水予報河川のうち、本市に関係がある河川は荒川である。

□洪水予報を行う河川（水防法10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項）

予報区名	河川名	洪水予報実施区域		洪水予報基準観測所	氾濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m)
荒川	荒川	左岸	埼玉県深谷市荒川字下川原5番の2地先～海まで	熊谷	3.50	5.00	5.50
				治水橋	7.50	12.20	12.70
		右岸	埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後古沢218番の18地先～海まで	岩淵水門(上)	4.10	6.50	7.70

□洪水予報の種類

洪水の危険度レベル	洪水予報の標題 (洪水予報の種類)	水位の名称	解説	市・住民に求める行動
レベル5	氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫開始相当水位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫が発生した時 ・ 市が警戒レベル5 緊急安全確保を発令する判断材料となる情報 ・ 災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民の避難完了 ・ 逃げ遅れた住民の救助等 ・ 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導 ・ 災害がすでに発生している状況となっている。命の危険が迫っているため直ちに身の安全の確保
レベル4	氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達した場合、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれる場合 ・ いつ氾濫が発生してもおかしくない状況 ・ 市が警戒レベル4 避難指示を発令する目安となる情報 ・ 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市は避難指示の発令を判断 ・ 災害が想定されている区域等では、市からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくても自ら避難を判断
レベル3	氾濫警戒情報 (洪水警報)	避難判断水位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 ・ 避難の必要も含めて氾濫に対する警戒を求める段階 ・ 市が警戒レベル3高齢者等避難を発令する目安となる情報 ・ 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市は高齢者等避難の発令を判断 ・ 災害が想定されている区域等では、市からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方も避難の準備をしたり自ら避難を判断
レベル2	氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 ・ 水防団が出動して水防活動を行う目安となる水位 ・ 避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民は洪水に関する情報に注意 ・ ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認
レベル1	[発表なし]	水防団待機水位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水防団が水防活動の準備を始める目安となる水位 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水防団待機

イ 県知事が管理する河川の洪水予報

水防法第11条第1項及び気象業務法第14条の2第3項により、県知事及び気象庁長官が共同して行う洪水予報河川のうち、本市に関係がある河川は新河岸川である。

□洪水予報を行う河川（水防法11条第1項及び気象業務法第14条の2第3項）

予報区名	河川名	洪水予報実施区域	洪水予報基準観測所	氾濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m)
新河岸川	新河岸川	左岸 川越市大字大仙波1259-1地先～和光市下新倉4197地先まで	宮戸橋	A. P. 6.00	A. P. 7.12	A. P. 7.48
		右岸 川越市扇河岸243-2地先～和光市下新倉6丁目4198-1地先まで				

② 水防法に基づく水位周知

水位周知河川は、洪水予報河川以外の河川で、住民の避難及び準備に資する洪水情報を提供するもので、市長が行う避難情報の目安となるものである。

ア 県知事が管理する河川の水位周知

水防法第13条第2項により、県知事が行う水位周知河川のうち、本市に関係がある河川は柳瀬川と黒目川である。

なお、黒目川の水位周知区間は本市を含まないが、県水防計画において、本市にも伝達することとなっている。

□水位周知を行う河川（水防法13条第2項）

水系	河川名	区域	基準観測所	水防団待機水位(通報水位)(m)	氾濫注意水位(警戒水位)(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)(m)
荒川	柳瀬川	左岸 所沢市大字城字矢崎53地先柳瀬川橋下流端～志木市中宗岡5丁目7037地先新河岸川合流点	清柳橋	A. P. 19.15	A. P. 19.65	A. P. 20.53	A. P. 20.87
		右岸 新座市大和田3丁目97地先都県境～志木市本町2丁目1650-1地先新河岸川合流点					
荒川	黒目川	左岸 朝霞市膝折町3丁目1959-3地先～朝霞市根岸地先新河岸川合流点	浜崎	A. P. 5.10	A. P. 5.80	—	A. P. 6.04
		右岸 朝霞市膝折町4丁目1733-1地先～朝霞市根岸地先新河岸川合流点					

③ 水防法に基づく水防警報

水防警報は、洪水予報が行われるときはその予報に基づき、予報が行われないか又は予報を待つ時間的余裕がないときは、自らの判断により、水防を行う必要がある旨を警告して行うもので、水防管理団体の水防活動に指針を与えるものである。

ア 県知事が管理する河川の水防警報

水防法第16条第1項により、県知事が行う水防警報河川のうち、本市に関係がある河川は柳瀬川である。

□水防警報を行う河川（水防法16条第3項）

水系	河川名	区域	基準 観測所	水防団 待機水位 (通報水位) (m)	氾濫 注意水位 (警戒水位) (m)	避難 判断水位 (m)	氾濫 危険水位 (洪水特別 警戒水位) (m)
荒川	柳瀬川	左岸	清柳橋	A. P. 19.15	A. P. 19.65	A. P. 20.53	A. P. 20.87
		右岸					

④ 水防警報の種類と発表基準

種類	内容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、または、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
指示	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水、漏水、法崩れ、亀裂等河川の状況を示し、その対応策を指示するもの。	氾濫注意情報等により、または、既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、または、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

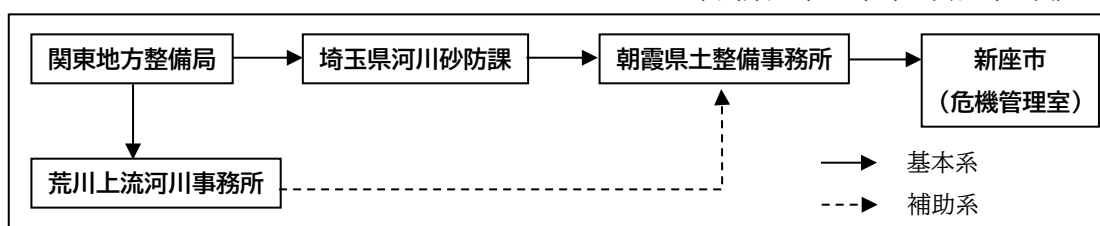
⑤ 水位の種類

種類	内容
氾濫開始相当水位	市長の緊急安全確保の発令判断の目安、氾濫等が発生直前又は既に発生しているおそれのある水位
氾濫危険水位	市長の避難指示の発令判断の目安、氾濫等により家屋浸水等の重大な被害が生じるおそれのある水位
避難判断水位	市長の高齢者等避難の発令判断の目安、住民の避難判断の参考になる水位
氾濫注意水位	水防団の出動の目安、災害が発生する危険性がある水位、
水防団待機水位	水防団が水防活動に出動のために待機する水位

⑥ 洪水予報、水防警報、水位情報の通知及び周知の伝達系統

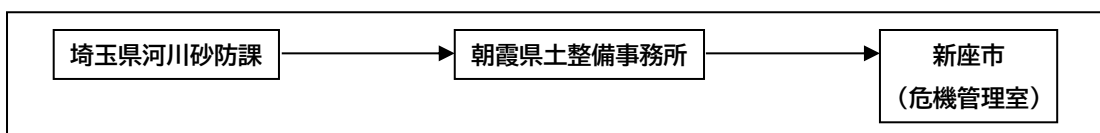
ア 国土交通大臣と気象庁長官が共同して発表する洪水予報〔荒川〕

(水防法第10条第2項、第3項)

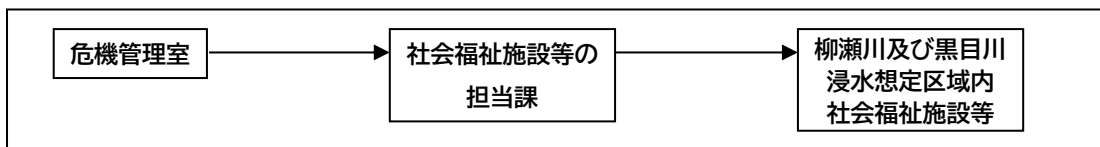


イ 埼玉県知事と気象庁長官が協働で行う洪水予報〔新河岸川〕及び埼玉県知事
 行う水位情報の通知及び周知伝達系統〔柳瀬川、黒目川〕

■水防法第16条関連の伝達系統

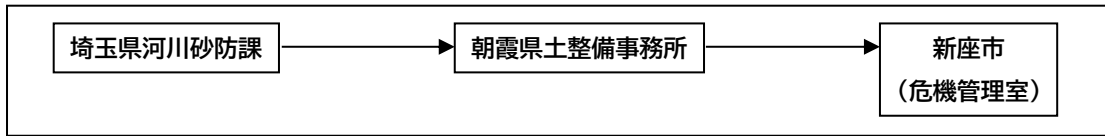


■水防法第15条関連の伝達系統

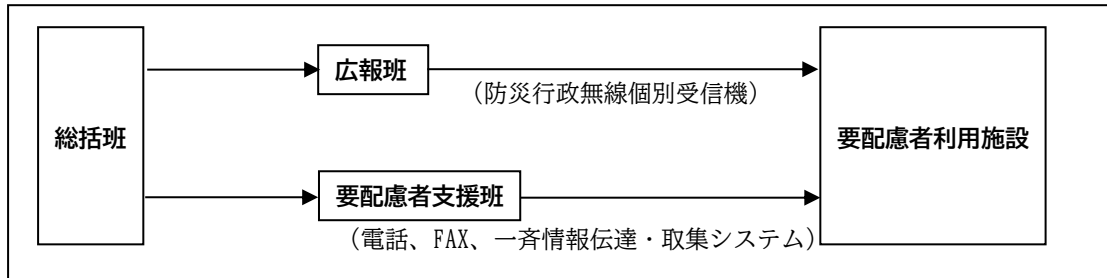


『【資料編】第2.27「柳瀬川の浸水想定区域内の要配慮者利用施設」』参照

ウ 埼玉県知事が発表する水防警報伝達系統〔柳瀬川〕

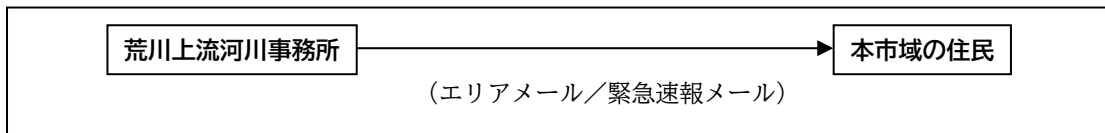


エ 水防法第15条関連の伝達系統



オ 荒川上流河川事務所が実施するエリアメール／緊急速報メール周知

荒川治水橋水位観測所において氾濫危険水位に達した場合、又は、同水位所区間において氾濫が発生した場合、荒川上流河川事務所は、本市域の住民に対し、エリアメール／緊急速報メールにて伝達する。なお、本市においても同時に、柳瀬川洪水浸水想定区域に対し、避難指示を発令する。



(4) 気象業務法、災対法に基づく土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、埼玉県と熊谷地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。

危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当

① 発表基準

- ・大雨警報発表中に、降雨の実況値及び数時間先までの降雨予測値を基に作成した指標が発表基準に達した場合

② 解除基準

- ・降雨の実況値を基に作成した指標が発表基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合
- ・大規模な土砂災害が発生した場合等には、県と熊谷地方気象台が協議の上基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の状況、土壌の水の含み具合及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、解除することとする。

(5) 消防法に基づく火災気象通報

消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに熊谷地方気象台が埼玉県知事に対して通報し、埼玉県を通じて市町村や消防局に伝達される。

- ・最小湿度が25%以下で実効湿度が55%以下になると予想される場合
- ・平均風速が11m/s（秩父地方は10m/s）以上、ただし、降雨・降雪中は除く
- ・最小湿度が30%以下で実効湿度が60%以下となり、平均風速が10m/s以上になると予想される場合

(6) 各種情報の収集活動

① 警戒体制の段階で収集すべき情報

本市が警戒体制の段階で収集すべき情報の種類、内容等を以下に示す。

なお、熊谷地方気象台、荒川上流河川事務所、埼玉県河川砂防課及び埼玉県災害対策課に対しては、積極的にホットラインを活用した情報収集を行うこととする。

□警戒体制の段階で収集すべき情報

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段・経路等
気象関係 予報・警報	○予報・警報の内容 (予想される降雨及び 災害の程度)	発表後即時	・熊谷地方気象台	・専用回線電話 ・電話、 テレビ、ラジオ ・インターネット
水防関係 洪水予報 ・水防警報	○洪水予報、水防警報 の内容 ○河川の水位、流量等 の時間変化	発表後即時	・荒川上流河川事務所 ・県河川砂防課 ・朝霞県土整備事務所	・ファクシミリ (県災害オペレー ション支援シス テム等)
雨量情報 ・河川状況	○降雨量 ・先行雨量(連続雨量) ・他区域の降雨状況 ・時間雨量の変化	随時	・気象庁アメダス雨量 データ ・各雨量観測実施機関 ・本市、消防の雨量計	・IP無線 ・消防無線 ・電話 ・インターネット
	・滞水の状況	随時	・消防機関の警戒 ・自主防災会	
危険箇所等	○河川周辺地域及び土 砂災害危険箇所等に おける発災危険状況 ・河川の氾濫(いっ水、 決壊)の予想される時 期 ・土砂災害の予想される 箇所の発災の前兆現 象	異常の覚知 後即時	・本市、消防機関等の 警戒員 ・自主防災会、市民	・IP無線 ・消防無線 ・電話 ・専用回線電話
市民の動向	○警戒段階の避難実施 状況(避難実施区域、 避難人数、避難所等) ○自主防災会	避難所収容 の後	・避難所管理者 ・避難所担当職員 ・消防、警察 ・自主防災会	・IP無線 ・消防無線 ・電話

② 発災段階で収集すべき情報

本市が発災段階で収集すべき情報の種類及びその担当部署を以下に示す。

□ 発災段階で収集すべき情報の種類と収集担当部署

情報の種類	担当部署等
水防情報	出水時においては、「住宅復旧班」及び水防団（消防団）は、「総括班」及び「朝霞県土整備事務所」との緊密な連携の下、危険区域の巡視活動を実施する。
人的被害情報	<p>「情報班」は、各部からの情報を基に、人的被害情報を遺漏がないようより正確に把握する。</p> <p>◎人的被害の情報源</p> <ul style="list-style-type: none"> ○参集した職員からの情報 ○市役所、出先機関、消防局等への住民からの通報 ○避難所からの罹災者情報 ○各地区の町内会、自主防災会等からの報告 ○医療機関からの負傷者救護状況報告 ○「医療班」からの死傷者の収容状況の報告 ○警察署からの情報、消防局、その他の関係機関からの報告 <p>◎人的被害情報の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○死者の情報 ○要配慮者に係る情報 ○傷病者発生情報
一般建築物	一般建築物の被害に関する情報は、初動期における応急対策の実施の上で重要であり、「総括班」、「情報班」及び「住宅復旧班」は、市域全体の被害状況を速やかに把握する。また、「家屋調査班」は被害認定調査の準備を行う。
公共土木・ 建築施設	「応急対策班」及び「管財班」は、本市が管理する公共施設（公共土木施設及び公共建築施設）の被害について、迅速に被害調査を実施する。被害状況は、現地写真等により記録する。また、県等の管理する公共施設の被害については、「情報班」が各関係機関から被害情報を把握する。
ライフライン施設	<p>ライフライン施設被害に関する情報は、住民生活に極めて重要であり、被害状況を迅速かつ的確に把握する。上水道、電気、通信施設について、「情報班」が、それぞれ「水道復旧班」、東京電力パワーグリッド(株)志木支社、東日本電信電話(株)埼玉事業部から被害状況及び復旧状況に関する情報を収集する。</p> <p>なお、ライフライン施設の復旧情報については、復旧時期・復旧場所・復旧規模等を明らかにして住民へ情報提供できるよう情報を収集する。</p>
公共交通施設	市道及び県道等の被害については、「応急対策班」、「総括班」が被害情報、交通規制情報を収集する。初動期の道路交通の確保は、被災者の救出、初期消火等、被害拡大の防止のために非常に重要であり、より迅速に被害状況を把握する。
保健医療施設	「医療班」は、市内及び近隣市町等の主要な医療機関、保健センターの被害状況及び復旧状況に関する情報を収集する。
社会福祉施設	「保育班」及び「要配慮者支援班」は、所管施設の被害状況を把握する。
環境衛生施設	「衛生班」は、関係する環境衛生施設の被害状況及び復旧状況に関する情報を収集する。
商工・ 農林施設等	農業施設、農産物被害、商工業施設については、「産業班」が、あさか野農業協同組合、新座市商工会等の関係団体を通じて被害情報を収集する。
学校・社会 教育施設等	「教育施設班」は、市立学校施設（放課後児童保育室を含む。）、公民館等施設及び文化財等の被害状況を把握する。
庁舎	「管財班」は、庁舎の被害状況を把握する。

1.3 被害調査の報告

【 総括班、情報班 】

本市の地域に災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、被害情報等を収集し、県災害オペレーション支援システムによる消防庁報告及びFAXによる国交省報告（道路災害、河川施設災害及び水防活動実施報告）について、県へ速やかに報告する。

県等への被害報告は、「総括班」を窓口として行うものとする。

(1) 情報集約

「情報班」は、災害対策本部の各部から情報収集を行い、それを集約し、「総括班」へ報告する。

(2) 報告事項

本市が、県などの防災関係機関に報告する事項は以下のとおりである。

□報告事項

- 災害の原因
- 災害が発生した日時
- 災害が発生した場所又は地域
- 被害の状況
- 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
 - ・ 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
 - ・ 主な応急措置の実施状況
- 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- その他必要な事項

(3) 報告責任者の選任

本市は、被害情報等の報告に係る責任者を以下のとおり定める。

□報告責任者

区分	事務の内容	報告責任者
総括責任者	被害情報等の報告を総括する。	正：危機管理監 副：総括班長（危機管理室長）
取扱責任者	部門ごとの被害情報等の報告事務を取り扱う。	関係する本部員

(4) 報告先

消防庁報告は県災害対策課へ、国交省報告は朝霞県土整備事務所へ報告する。

なお、県に報告できない場合及び消防庁への直接即報基準に該当する場合には、直接、国（総務省消防庁）に報告するものとし、事後、速やかに県へ報告する。

第2 住民への広報・広聴

災害時には、被災地や隣接地域の住民に対し、災害や生活に関する様々な情報を提供する必要があるため、このため、本市は、適切かつ迅速な広報活動を実施する。

また、被災者に対しては、相談窓口を開設して苦情、要望等を聴取し、その早期解決に努める。

《 記載事項 》

住民への広報・広聴

広 報 活 動

住民の各種相談窓口

2.1 広報活動

【 広報班 】

(1) 活動体制

「広報班」は、防災関連の情報を市民等に広報する。

特に、市民等への避難情報の広報は、迅速かつ正確に伝達する。

(2) 広報内容

市民等への広報は、その時点で活用できる様々な広報手段を用いて段階的に実施する。

なお、災害等のため、電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線通信設備による通信ができなくなった場合、又は通信が著しく困難な場合には、県が締結する「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、災対法第57条の規定による通知、要請、伝達又は警告の放送について、県に要請する。

① 警戒体制時の広報

本市が警戒体制時において実施する市民への広報を以下に示す。

□警戒体制時の広報

広報手段	広報内容
ホームページ ツイッター、LINE 現場により指示	○気象情報、河川情報等 ○市民のとるべき措置（防災行動） ○道路被災状況

② 緊急体制時の広報

本市が緊急体制時において実施する市民への広報を以下に示す。

□緊急体制時の広報

広報手段	広報内容
防災行政無線 エリアメール／緊急速報メール Lアラート 広報車 ホームページ ツイッター、LINE 現場により指示	○避難情報、避難場所、携行品 ○気象情報、河川情報等 ○市民の取るべき措置（避難行動、災害救助、 二次災害防止、応急救護、衛生活動等） ○自主防災活動の要請

③ 非常体制時の広報

本市が非常体制時、災害対策本部を設置して実施する市民への広報を以下に示す。

□非常体制時の広報

広報手段	広報内容
防災行政無線 広報車 テレビ・ラジオ・新聞 災害広報誌・チラシ ホームページ ツイッター、LINE	○避難情報、避難場所、携行品 ○気象情報、河川情報等 ○被害の状況（浸水地域の状況等） ○交通機関の状況、道路の復旧の状況 ○ライフラインの被害状況、復旧の状況 ○応急対策の概況 ○市民のとるべき防災対策 ○食料・飲料水の供給等に関する情報 ○医療救護所・避難所の開設状況 ○防疫、医療に関する情報 ○災害相談窓口の開設に関する情報 ○犯罪予防に関する情報 ○デマ情報に関する注意 ○災害用伝言ダイヤルの活用の呼び掛け ○その他必要な事項

④ 生活再開時期の広報

この時期に提供する行政関連情報は、行政施策に関連する手続等、複雑な内容になってくるので、保存可能な文字情報としての広報紙による広報を中心に、様々な広報手段を用いて、迅速かつ的確に広報する。

□生活再開時期の広報

広報手段	広報内容
防災行政無線	○罹災証明等の手続に関する情報
広報車	○生活再建に関する各種行政情報
広報紙の配布	○交通機関・道路の復旧の状況
掲示板への掲出	○ライフラインの復旧の状況
(広報紙・伝達情報等)	○防疫、医療に関する情報
ホームページ	○災害相談窓口の開設に関する情報
ツイッター、LINE	○犯罪予防に関する情報
テレビ・ラジオ・新聞	○デマ情報に関する注意
	○その他必要な事項

(3) 要配慮者への広報支援

聴覚・視覚障がい者、知的障がい者、外国人等の要配慮者のうち、災害情報を的確に入手することが困難な者に対して、適切に情報が伝達されるよう各種ボランティア団体等の協力を得るなどして適切な広報活動を実施する。

【 対策の内容 】

第2編 震災対策計画

第3章 震災応急対策計画

第4節 緊急救援期から実施する活動

第13 要配慮者への支援

『 13.3 要配慮者に対する支援』
を準用する。

2.2 住民の各種相談窓口

被災住民に対しては、相談窓口を開設して苦情、要望等を聴取し、その早期解決に努める。

【 対策の内容 】

第2編 震災対策計画

第4章 震災復旧復興対策計画

第3節 生活再建等の支援

『 第1 被災市民相談 』

を準用する。

第3 報道機関への報道依頼等

被災地の住民が、情報を基に適切な行動がとれるよう必要に応じて、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関の協力を得て広報活動を実施する。

《 記載事項 》

報道機関への報道依頼等

報道機関への要請

記者発表の実施

【 対策の内容 】

第2編 震災対策計画

第3章 震災応急対策計画

第3節 混乱期から実施する活動

第6 人命に係る広報活動

『 6.4 報道機関に対する発表及び依頼 』
を準用する。

第3節 水防活動

本市は、気象状況等から本市の区域内に浸水被害の発生が予想される場合に、各水防機関と協力し、水防上の監視警戒や県への報告、通信連絡を行い、被害の軽減を図るための水防活動を実施するとともに、避難情報の発令を検討する。

***** 《 水防活動の構成 》 *****

第3節 水防活動	第1 危険区域の監視・警戒	[p81]
	第2 決壊時の措置	[p83]
	第3 避難の指示等	[p84]
	第4 応援の要請	[p91]
	第5 水防信号	[p91]
	第6 公用負担	[p92]

第1 危険区域の監視・警戒

【 関係各課、消防団 】

(1) 水防に関する活動体制

本市は水防法に基づく水防管理団体として、管内において浸水被害のおそれがある場合は、以下に示す水防組織を設置し、危険区域の監視・警戒に当たる。

本市の水防組織及び配備基準は、以下に示すとおりである。

□水防組織

- 水防組織の統轄は、水防管理者である市長が行う。
- 水防組織は、その水害について災害対策本部が設置されるまでの間、又は災害対策本部を設置する必要がない程度の水害に対処するための組織とし、災害対策本部が設置されたときは、当該本部に統合される。

□配備基準

- 管内に、「本編 第3章 第1節 第1 1.1 初動対応『(2) 活動体制及び配備基準』」に定める配備基準の1号配備に相当する警報が発令されたとき。
- 大雨等により市内を流れる幹線水路の水量が増加し、洪水、土砂災害、内水氾濫等の被害が予想されるとき。
- 県水防本部から指示があったとき又は市長が必要と認めたとき。

(2) 活動内容

水防組織等の活動は、県水防計画に定めるもののほか、おおむね次のとおりである。

□活動内容

- 土砂災害や内水氾濫が発生するおそれがある場所又は発生した場所について、総括班の要請に基づく住宅復旧班による現場確認を行う。
- 河川水位の状況から、必要に応じて総括班の要請に基づく水防団（消防団）による河川施設現場確認を行う。
- 幹線水路を随時巡視し、水防上危険があると認めた場合は、直ちにその管理者に通報し、必要な措置を求める。
- 水防上又は住民の安全のため緊急の必要がある場合に、警戒区域を設定し、部外者の立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの撤退を指示する。
- 幹線水路が決壊し、又は家屋等が浸水した場合等において、被害の拡大を防止するため、施設の管理者と共同して、有効な工法による水防作業を実施する。
- 巡視に当たっては、朝霞県土整備事務所等と緊密な連絡を保ち、実施するものとする。

第2 決壊時の措置

【 総括班、消防局、消防団 】

(1) 決壊時の処置

① 通報

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、堤防等の施設が決壊したとき、直ちにその旨を朝霞県土整備事務所長及び氾濫が予想される方向の隣接水防管理者に通報しなければならない。

また、県知事、関係各警察署、その他必要な箇所には、県土整備事務所長から伝達される体制となっている。

なお、国土交通省直轄管理区域において同様の事態が発生した場合、又はその区域に影響する箇所がある場合は、水防管理者は所轄河川事務所長にも通報しなければならない。

② 警察官の出動要請

堤防等が破堤又は、これに準ずべき事態が予想されるときは、水防管理者は警察署長に対して警察官の出動を要請することができる。

③ 居住者等の水防義務

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のため、必要がある時はその区域内に居住する者、又は水防現場にいる者を水防作業に従事させることができる。

(2) 避難のための立ち退き

① 立ち退き

県知事は洪水により著しい危険が切迫し、その必要があると認めたときは、立ち退きを指示することができる。

② 立ち退き予定地等の住民への周知

指定水防管理団体にあつては、その水防計画で、その他の水防管理団体にあつては管理者が立ち退き予定地、経路及び可能となる処置を設定し、あらかじめ住民に周知徹底させておくものとする。

③ 立ち退きの通知

水防管理者が指示する場合においては、水防管理者は直ちに県知事及び関係各警察署長に通知しなければならない。

(3) 水防解除

水位が警戒水位以下に減じ、水防警戒の必要がなくなったときは、水防管理者は水防解除を命ずるとともに、これを一般住民に周知させ、県知事に対してその旨を報告しなければならない。

第3 避難の指示等

【 総括班、消防局、警察署、自衛隊 】

避難の指示等は、人命又は身体の保護のため、できる限り迅速かつ効果的に実施するものとする。

(1) 活動体制

市長は、住民等の生命又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、避難の指示等を行う。

避難の指示等を発すべき権限のある者は、それぞれの法律により定められているが、災害応急対策の第1次的な実施責任者である市長を中心として、相互に連携をとり実施する。

広報活動の実務は、「広報班」が県・報道機関に伝達し、防災行政無線、広報車等を用いて実施する。

□避難の指示等の実施責任者とその要件等

機関の名称	指示・警告・命令を行う要件等	根拠法令
本部長(市長) 市長が事務を行うことができない場合は知事	①市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき、指示を行う。	災対法第60条
警察官	①市長が避難の指示ができないと認められ、しかも指示が急を要するとき。 ②市長から要求があったとき。	災対法第61条
自衛官	①災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にはいないとき	自衛隊法第94条
知事、その命を受けた職員、水防管理者	①洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して避難の指示を実施	水防法第29条 地すべり等防止法第25条

□高齢者等避難

避難に時間を要する人（高齢者、障がい者、妊産婦・乳幼児等）とその支援者が安全な場所に避難することを促すために発令するものである。

□避難指示

居住者等を避難のため立ち退かせるためのものである。ただし、指示に従わなかった者に対する直接強制権はない。

□緊急安全確保

災害が発生している又はまさに発生しようとしている状況に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令するものである。

(2) 警戒区域の設定

市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、市民等の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限、若しくは禁止又は当該区域からの退去を命ずることができる。

なお、警察官は、市職員が現場にいない場合又はこれらから要請があった場合は、この職権を実施することができる。

また、自衛官は、市職員及び警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限・禁止及び退去命令の措置を講じることができる。

ただし、当該措置を講じたときは直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

□警戒区域の設定権者及びその要件

設定権者	要件	根拠法令
本部長（市長）	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命ずることができる。	災対法第63条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、同様の措置をとることができる。	水防法第21条
消防吏員 又は消防団員	火災の現場において、消防活動、火災調査等を十分に行うことを主目的として設定する。	消防法第28条
	火災及び水災を除く他の災害現場において、消防活動、調査等を十分に行うことを主目的として設定する。	消防法第36条 第8項
警察官	市長若しくはその委任を受けた市長の職権を行う市職員及び水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、この職権を行うことができる。 なお、災対法第63条の職権を行使した場合実施後直ちにその旨を市長等に通知しなければならない。	災対法第63条 水防法第21条
災害の派遣を命じられた自衛官	危険な事態が生じかつ、市長若しくは市長の権限を行うことができる者がその場にいないとき、この職権を行うことができる。	災対法第63条
消防長 又は消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用を禁止し、又は命令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第23条 の2

(3) 避難情報発令基準及び伝達方法

① 避難の指示等の発令基準

柳瀬川は、平成18年5月に水位情報周知河川に指定され、かつ、水防警報河川である。また、黒目川も、平成21年3月に水位情報周知河川に指定され、かつ、水防警報河川である。

そのため、本市に避難判断水位や氾濫危険水位等の水防情報が伝達されることから、避難の指示等の発令は、これらの水位情報等を参考に以下の基準及び方法により行う。伝達は、防災行政無線、エリアメール／緊急速報メール、Lアラート、市ホームページ、ツイッター、LINE、ヤフー防災アプリを活用して行う。また、内水氾濫による避難の検討については、住宅復旧班の巡視の他、現場の状況を考慮して決定するものとする。

なお、避難の必要がなくなった場合は、速やかに同様の方法で伝達する。

□避難情報発令基準

区 分	伝達内容	伝達方法
高齢者等避難（要配慮者に対する避難情報）		
<ul style="list-style-type: none"> ○柳瀬川清柳橋水位観測所の水位が避難判断水位(20.53m)に達し、更に柳瀬川の水位の上昇が予測されるとき ○黒目川において、流域雨量指数2時間後予測が警報基準（基準Ⅱ：16.1）に到達する場合 ○災害の発生する可能性が高まり、要配慮者等の特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならないとき ○河川水位の上昇や気象状況などから判断して、今後このような気象状況が続くと、避難を要する状況になる可能性がある場合 ○本市に土砂災害警戒情報が発表され、該当する土砂災害警戒区域において、埼玉県土砂災害警戒情報システムの土壌雨量指数が、実況で大雨警報の基準を超えた場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・発令者 ・避難対象地域 ・避難の理由 ・避難に際しての注意事項 	防災行政無線 広報車 ホームページ ツイッター、LINE エリアメール インターネット テレビ、ラジオ
避難指示		
<ul style="list-style-type: none"> ○柳瀬川清柳橋水位観測所の水位が氾濫危険水位(20.87m)に、柳瀬川ふれあい橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（-3.22m）に、又は荒川治水橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（12.70m）に達し、更に柳瀬川の水位の上昇が予測されるとき ○黒目川浜崎水位観測所の水位が氾濫危険水位(6.04m)に、黒目川千代田橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（-2.00）に、又は、黒目川栗原橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（-2.00）に達し、更に水位の上昇が予測されるとき ○黒目川において、流域雨量指数2時間後予測が警報基準を大きく経過した基準（基準Ⅲ：17.7）に到達する場合 ○川があふれたり堤防が壊れたりするような、洪水の危険や浸水のおそれがある場合 ○本市に土砂災害警戒情報が発表され、該当する土砂災害警戒区域において、埼玉県土砂災害警戒情報システムの時間雨量及び土壌雨量指数が、2時間後の予測で土砂災害警戒情報の判断基準を超えている場合（危険度分布（土砂災害）で薄紫） ○前兆現象（小石の落下、湧水の濁り、新たな湧水発生等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・発令者 ・避難対象地域 ・避難の理由 	防災行政無線 広報車 ホームページ ツイッター、LINE エリアメール インターネット テレビ、ラジオ
緊急安全確保		
<ul style="list-style-type: none"> ○破堤(堤防の決壊)、越水(堤防からの水の流出)、いっ水(堀割河川からの水の流出)を確認した場合 ○河川管理施設の大規模な異常(堤防本体の亀裂、大規模な漏水等)を確認した場合 ○災害の発生（がけ崩れ） ○土砂災害を対象とした大雨特別警報が発表された場合 ○その他、市長が必要と認めた場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所 ・避難の理由 ・その他必要事項 	防災行政無線 広報車 ホームページ ツイッター、LINE エリアメール インターネット テレビ、ラジオ

□避難情報発令基準

柳瀬川

避難対象地区	新座一丁目1, 2, 6, 7, 17番、新座二丁目、新座三丁目、大和田一丁目24～28番、大和田三・四丁目、大和田五丁目7～11番、中野一丁目1, 2番、中野二丁目1～9番
該当する町内会（自主防災会）	新座一丁目及び二丁目、新座リバーサイド、新座団地、新座住宅、大和田一丁目～五丁目、中野

区分	水位名	柳瀬川 清柳橋観測所	柳瀬川 ふれあい橋観測所	荒川 治水橋観測所
緊急安全確保（警戒レベル5）	氾濫開始相当水位	○前兆現象（堤防の亀裂、大規模な漏水等） ○災害の発生（破堤・越水・いっ水等） ○その他、市長が必要と認めた場合		
避難指示（警戒レベル4）	氾濫危険水位	20.87m	-3.22m	12.70m
高齢者等避難（警戒レベル3）	避難判断水位	20.53m	—	—
水防団出動	氾濫注意水位	19.65m	—	—
水防団待機	水防団待機水位	19.15m	—	—

（備考）

1. 柳瀬川清柳橋及び荒川治水橋の水位基準は、従来の水位計表示方法により+表記
2. 柳瀬川ふれあい橋の水位基準は、危機管理型水位計の表示方法により-表記

黒目川

避難対象地区	畑中二丁目2, 3, 7～20番、畑中三丁目3～5、7～9番、馬場一丁目8, 9番、馬場二丁目及び三丁目、馬場四丁目4～8番、堀ノ内一丁目4～8番、堀ノ内二丁目2～9番、道場一丁目1～5、7, 11～13番、道場二丁目1～8, 15, 18～26番、石神二丁目3～12番、石神三丁目、石神四丁目4～7番、野寺一丁目2番、栗原一丁目1, 2, 7, 13番
該当する町内会（自主防災会）	畑中、馬場一丁目、馬場二丁目、馬場三丁目、馬場四丁目、堀ノ内、道場、石神、野寺、栗原一丁目

区分	水位名	黒目川 栗原橋観測所	黒目川 千代田橋観測所	黒目川 浜崎観測所
緊急安全確保（警戒レベル5）	氾濫開始相当水位	○前兆現象（堤防の亀裂、大規模な漏水等） ○災害の発生（破堤・越水・いっ水等） ○その他、市長が必要と認めた場合		
避難指示（警戒レベル4）	氾濫危険水位	-2.00m	-2.00m	6.04m ○水位到達後の現地確認で切迫性を認める場合 ○流域雨量指数の2時間後予測が警報基準を大きく超過した水準（基準Ⅲ：17.7）に到達する場合
高齢者等避難（警戒レベル3）	避難判断水位	○流域雨量指数の2時間後の予測が警報基準（基準Ⅱ：16.1）に到達する場合		
水防団出動	氾濫注意水位			5.80m
水防団待機	水防団待機水位			5.10m

（備考）

1. 黒目川浜崎の水位基準は、従来の水位計表示方法により+表記
2. 黒目川千代田橋及び黒目川栗原橋の水位基準は、危機管理型水位計の表示方法により-表記

『【本文】本編 第3章 第2節 第1 1.2「(3) 水防法及び気象業務法に基づく
洪水予報、水防警報、水位周知」』参照

② 避難の指示等の伝達

市民に対し、避難の指示等を伝達する際には、次の内容を明らかにし、避難の必要性が伝わるよう配慮する。

また、市内の各地域、駅・集会所等不特定多数の者が集まる場所等にいる市民に対して迅速かつ確実な伝達が行われるように努める。

□災害の発生状況に関する情報

- 河川が氾濫する等の災害が発生したこと
(発生場所や時刻などの具体的な状況が把握できている場合には、それらを明示する。)
- 災害の拡大についての今後の見通し

□災害への対応を指示する情報

- 危険地区住民への避難指示
- 屋内での待避等の安全確保措置
- 避難誘導や救助・救援への住民の協力要請
- 周辺河川や斜面状況への注意・監視
- 誤った情報に惑わされないこと
- 冷静に行動すること

『【本文】本編 第3章 第2節 「第2 住民への広報・広聴」』参照

(4) 関係機関の相互連絡

本市が避難の措置を実施した場合は、県、警察本部、自衛隊にその内容について報告するとともに報道機関に情報提供しなければならない。

県及びその他の機関が避難の措置を実施した場合も同様に相互連絡を行う。

□避難の措置を実施した場合の県等への報告事項

- 災害の様態及び被害の状況
- 避難対象地域、住民数
- 避難の指示等を発した日時
- 避難所

『【本文】第2編 第3章 第3節 第4 「4.2(2) 避難の指示等の内容及び伝達」』参照

(5) 避難誘導

避難誘導は要配慮者を優先して行うものとし、避難誘導の方法及び優先順位は、おおむね次のとおりとする。

なお、これらの内容は、あらかじめ住民に周知しておくものとする。

□避難誘導の方法

- 避難誘導は、「要配慮者支援班」が、消防局、警察、消防団員、町内会及び自主防災会等の協力を得て実施するものとする。
- 誘導者は、危険な道路、橋、堤防、その他新たな災害発生のおそれのある場所を避け、できる限り安全な経路を選定し、避難先へ誘導する。また、危険な地点には、表示、縄張り等を実施する。
- 誘導に当たっては、地区単位の集団避難を行うようにする。
- 病弱者、難病患者、障がい者又は歩行困難者は、状況により適当な場所に集合させ、車両等により輸送する。
- 携帯品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、円滑な立ち退きに支障のないよう最小限度のものとする。

□避難順位

- ① 避難行動要支援者
- ② 病弱者
- ③ 乳幼児及びその母親・妊婦
- ④ 高齢者・障がい者（避難行動要支援者以外）
- ⑤ 児童
- ⑥ 女性
- ⑦ 男性

第4 応援の要請

【 総括班 】

(1) 水防管理団体相互の協力応援

① 協力応援

水防管理団体は水防に関する水防機関の相互協力応援に関して必要な事項をあらかじめ協定しておくものとする。

水防機関の相互協力応援について、水防法第23条第1項に基づき水防管理者又は消防長が他の水防管理者から応援を求められたときは、応援を求められた水防管理者は自己の防衛区域に危険のない限り相互に応援するほか、水防資材等についても、当該区域において調達することの不可能な資材については、努めて併用の便を図るものとする。

② 県土整備事務所の指導

県土整備事務所は管内水防管理団体の相互協力応援について、適切な指導を行い必要に応じて統制と活動の利便を図るものとする。

③ 費用の負担

協力応援のために要した費用の負担については、相互間の協議により定めるものとする。ただし、協議が整わない場合は、県知事がこれを調整する。

(2) 自衛隊に対する出動要請

自衛隊法及び自衛隊法施行令に基づき、県知事を通して、自衛隊に対する災害派遣要請及び自衛隊との連絡を実施する。

第5 水防信号

【 広報班 】

水防信号等により消防団員を招集し、必要な活動に当たらせる。

(1) 活動体制

「広報班」は、水防活動を迅速に行うために必要な情報を、水防信号、防災行政無線等により伝達する。

□水防法（昭和24年法律第 193号）第20条に基づく水防信号

信号	サイレン信号	事項
第1信号	5秒 ●—15秒 5秒 ●—15秒	警戒を要する水位に達したことを知らせるもの
第2信号	5秒 ●—6秒 5秒 ●—6秒	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
第3信号	10秒 ●—5秒 10秒 ●—5秒	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
第4信号	1分 ●—5秒 1分 ●—5秒	必要と認める区域内の居住者に避難のための立ち退きを指示するもの
備考) 1 信号は、適宜の時期継続するものとする。 2 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。		

第6 公用負担

【 消防団、消防局 】

水防法第 28 条（公用負担）の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

□公用負担の行使

- 必要な土地の一時使用
- 土石、竹木、その他資材の使用若しくは収用
- 車両、その他の運搬用機器若しくは排水用機器の使用
- 工作物、その他障害物の処分

- 備考) 1 公用負担の権限を行使する者は、公費負担権限証明書を携帯し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。
- 2 本市は公用負担の行使により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

第4節 土砂災害対応計画

本市は、気象状況等から本市の区域内に土砂災害の発生が予想される場合に、県や防災関係機関からの情報収集や降雨情報、急傾斜地周辺の状況把握に努め、避難等の的確な指示により、被害の未然防止を図る。土砂災害が発生した場合は、防災関係機関等と連携して、二次災害の防止に努める。

***** 《 土砂災害対応計画の構成 》 *****

第4節 土砂災害対応計画	第1 土砂災害警戒情報	[p92]
	第2 情報の収集・伝達	[p94]
	第3 避難情報発令基準	[p95]
	第4 避難誘導	[p96]
	第5 二次災害の防止	[p96]

第1 土砂災害警戒情報

【 総括班 】

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、埼玉県と熊谷地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

□特徴及び利用に当たっての留意点

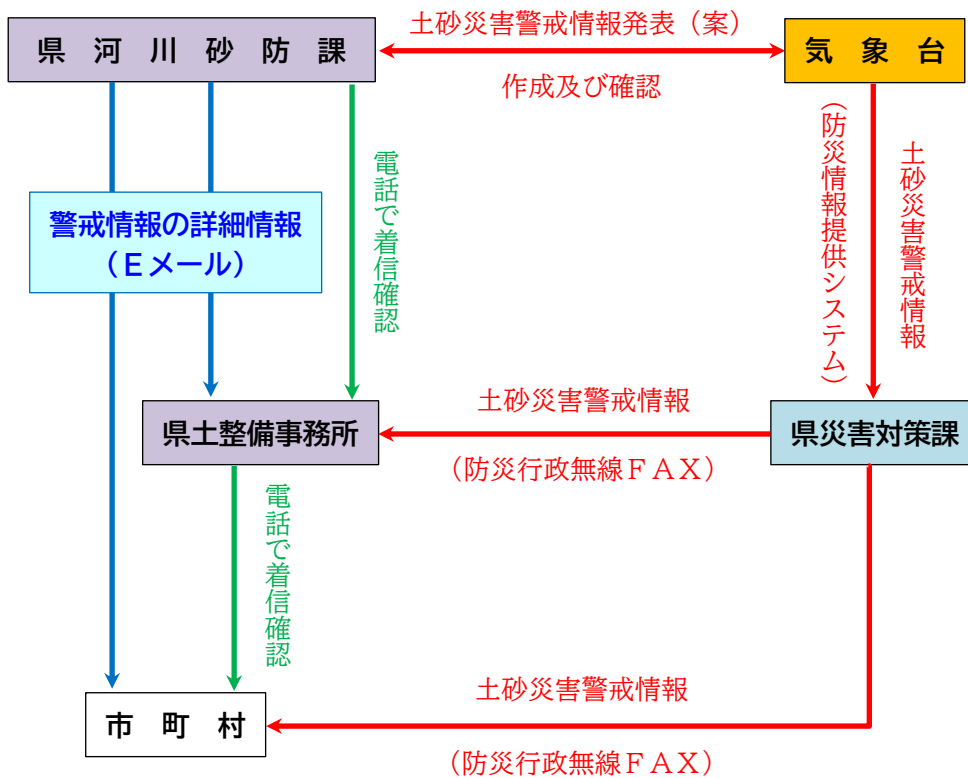
土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨予測に基づいて判定し、発表するもので、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではない。

また、土砂災害のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊を発表対象とし、斜面の深層崩壊、山林の崩壊、地すべり等については、発表対象とするものではないことに留意する。

■土砂災害警戒情報の発表例



■土砂災害警戒情報の県からの伝達経路



第2 情報の収集・伝達

【 総括班、情報班 】

大雨警報（土砂災害）の発表以降、「総括班」は、埼玉県土砂災害警戒情報システム及び気象庁ホームページ「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」による市内の土壤雨量指数や危険度の監視を行う。避難情報の発令基準に基づき、避難指示等の発令を検討する。

情報の収集・伝達に当たっての留意点は以下のとおりである。

- (1) 本市は、局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努める。この場合、住民の安全に関する情報を最優先に収集、伝達するものとする。
- (2) 本市は、土砂災害の発生が予想される場合は、住民及びライフライン関係者、交通機関関係者等に対し、早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行う。具体的に危険が予想される危険区域の住民等に対しては、事前に連絡システム導入による連絡体制の構築を検討するとともに、切迫した状況下においては、必要に応じて消防団等による戸別伝達に努めるものとする。
- (3) 本市は、土砂災害警戒情報が発表された場合、土砂災害警戒区域への避難情報の発令を検討し、発令する場合、土砂災害警戒区域を含む地区の自主防災会長及び要配慮者利用施設管理者等に対し、避難情報を一斉情報伝達・収集システム等によって伝達する。
- (4) 本市は、提供した情報が警戒避難体制や避難行動に反映されるよう、土砂災害警戒情報や避難所開設情報、各種情報について、適時適切なタイミングで情報提供を行う。

第3 避難情報発令基準

【 総括班 】

本市は、「新座市避難情報発令基準」に基づき、的確に避難の指示等の判断を行うとともに、土砂災害危険箇所周辺の住民に対して、迅速に避難に関する情報を伝達する必要がある。

本市を対象とする土砂災害警戒情報が発表された場合、土砂災害警戒情報、埼玉県土砂災害警戒情報システム、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）に加えて、土砂災害の発生が懸念されている斜面及びその周辺の状況や降雨量等の気象状況等を総合的に判断し、危険箇所付近の住民等に対して避難情報を発令するとともに、一般にも広報する。

避難情報の対象となる町内会（自主防災会）及び判断基準は次に示すとおりである。

□避難の指示等の対象となる町内会（自主防災会）

中野、大和田五丁目、畑中、馬場一丁目、馬場二丁目、新栄、池田、堀ノ内、片山、石神、栗原三丁目（市内16か所の土砂災害警戒区域周辺）

(1) 高齢者等避難

- ① 本市に土砂災害警戒情報が発表され、該当する土砂災害警戒区域において、埼玉県土砂災害警戒情報システムの土壌雨量指数が、実況で大雨警報の基準を超えた場合

(2) 避難指示

- ① 本市に土砂災害警戒情報が発表され、該当する土砂災害警戒区域において、埼玉県土砂災害警戒情報システムの時間雨量及び土壌雨量指数が2時間後の予測で土砂災害警戒情報の判断基準を超えている場合（危険度分布（土砂災害）で薄紫）
- ② 近隣及び当該箇所で土砂災害前兆現象（小石の落下、地鳴り、湧水の濁り、新たな湧水発生、斜面の亀裂等）の発見
- ③ その他、市長が必要と認めた場合

(3) 緊急安全確保

- ① 災害の発生
- ② 土砂災害を対象とした大雨特別警報が発表された場合

第4 避難誘導

【 総括班、要配慮者支援班 】

本市は、具体的に危険が予想される危険箇所において、その周辺の安全な場所に指定緊急避難場所を開設し、住民等に対して、人命の安全を第一義とし、迅速かつ沈着な行動をとり、安全な場所へ避難するよう誘導を行う。

また、乳幼児、高齢者、身体障がい者等の自力避難が困難な要配慮者については、関係施設の管理者のほか、自主防災会、近隣住民の協力を得て、迅速かつ適切な避難誘導に努めるものとする。

第5 二次災害の防止

【 総括班、応急対策班 】

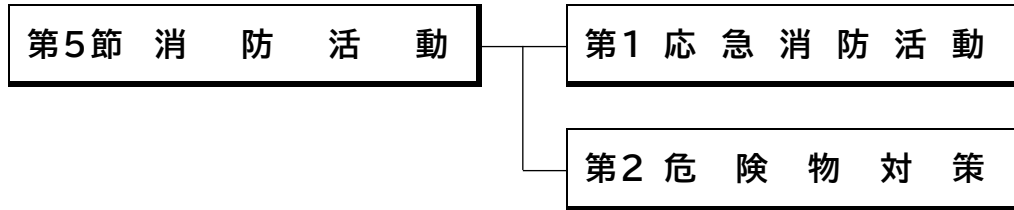
本市は県と連携し、二次災害の発生に対処するため、次の事項に留意して必要な措置を講ずる。

- (1) 降雨等の気象状況を十分に把握し、崩壊面及び周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意した監視を実施する。
- (2) 安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の居住者の避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定、立入規制等を実施する。
- (3) 降雨継続時における崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置、安全に留意した再崩壊防止措置を実施する。
- (4) 本市は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。
- (5) 本市は、発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、土砂災害危険箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。
- (6) 本市は、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、交通規制等被害者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。その際、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に配慮した伝達を行う。

第5節 消防活動

消防局は、災害時の活動体制や応急対策を確立し、その全機能を挙げて救助・救急活動を行い、住民の生命、身体及び財産の被害の軽減に努める。

***** 《 消防活動の構成 》 *****

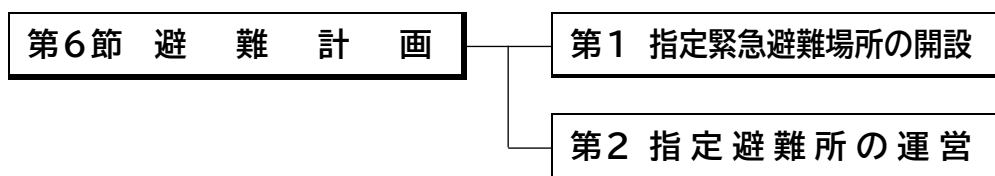


【 対策の内容 】
第2編 震災対策計画
第3章 震災応急対策計画
第3節 混乱期から実施する活動
『 第2 消防活動 』
を準用する。

第6節 避難計画

本市は、風水害により避難が必要と考えられる危険地域の住民を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図るとともに、これらの者と現に被害を受けて避難しなければならない者を、一時的に避難所に収容し、その保護を図るため避難計画を定める。

***** 《 避難計画の構成 》 *****



土砂災害発生のおそれがある場合又は土砂災害が発生した場合、それぞれの土砂災害警戒区域に対応した指定緊急避難場所として、以下の指定緊急避難場所を開設する。

□土砂災害に関する指定緊急避難場所

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域の所在地	避難場所	避難場所の所在地	電話番号
妙音沢	市場坂橋から栄一丁目1番	池田小学校	池田4-8-49	048-479-4051
新座高校	栄一丁目			
池田一丁目-1	池田一丁目			
池田一丁目-2	池田一丁目			
池田三丁目	池田三丁目2番	第六中学校	堀ノ内3-11-1	048-478-2764
堀ノ内一丁目	堀ノ内一丁目8番			
堀ノ内二丁目-2	堀ノ内二丁目1, 2番	片山小学校	片山1-8-31	048-477-0312
片山二丁目-1	片山二丁目4番			
石神四丁目	石神四丁目9番	石神小学校	石神1-10-20	048-477-2152
栗原三丁目	栗原三丁目7番	栗原公民館	栗原3-8-34	042-423-6801
畑中一丁目-1	畑中一丁目9番	畑中公民館	畑中1-15-58	048-478-5411
畑中一丁目-2	畑中一丁目9番			
馬場一丁目	馬場一丁目10番			
新座市営西	馬場二丁目6番	跡見学園女子大学	中野1-9-6	048-478-3333
中野二丁目	中野二丁目8, 9番			
大和田	大和田五丁目11番	新開小学校	大和田1-22-10	048-477-6370

その他の事項については、以下に示す記載項目を準用するものとする。

【 対策の内容 】

第2編 震災対策計画

第3章 震災応急対策計画

第3節 混乱期から実施する活動

第4 避難対策

『 4.5 指定緊急避難場所の開設 』

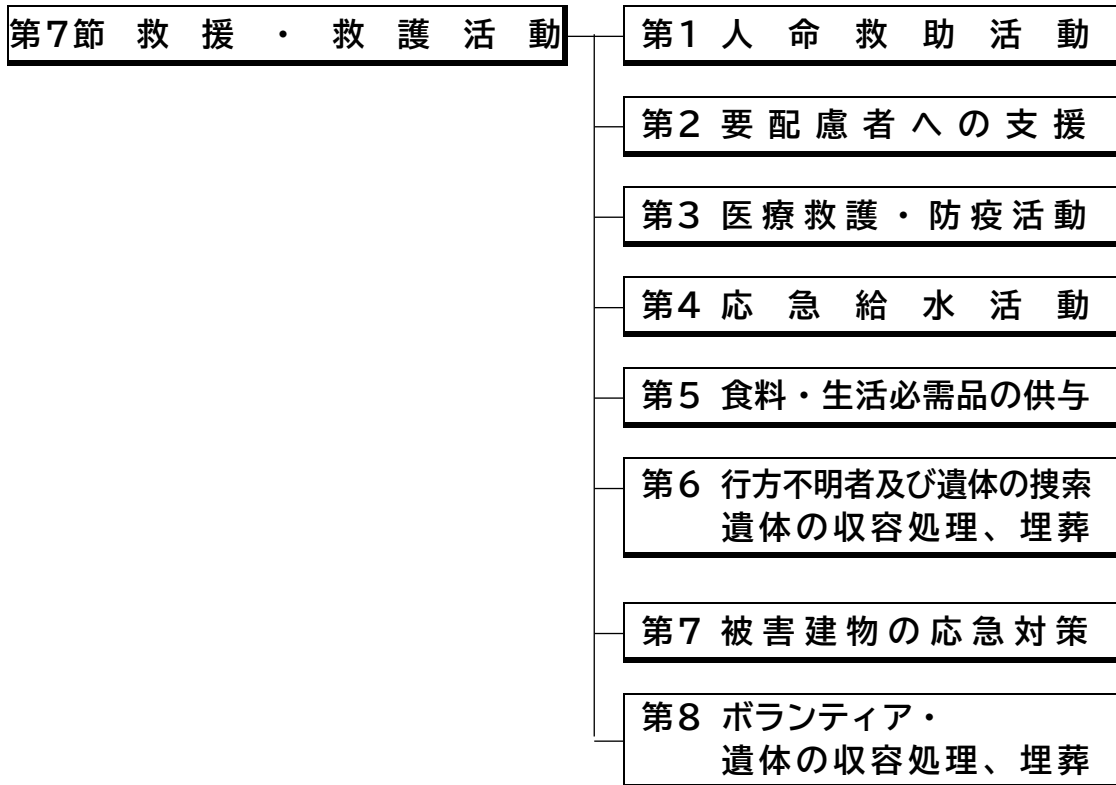
『 4.6 指定避難所の運営 』

を準用する。

第7節 救援・救護活動

災害時に、市民の生命及び身体の安全の確保をするとともに、民心の安定を図るため、救援・救護活動計画を定める。

***** 《 救援・救護活動の構成 》 *****



第1 人命救助活動

【 消防局、消防団、警察署、自衛隊 】

【 対策の内容 】

第2編 震災対策計画
第3章 震災応急対策計画
第3節 混乱期から実施する活動
『 第2 消防活動 』
を準用する。

第2 要配慮者への支援

【 要配慮者支援班、医療班、広報班、避難所運営班 】

【 対策の内容 】

第2編 震災対策計画
第3章 震災応急対策計画
第4節 緊急救援期から実施する活動
『 第13 要配慮者への支援 』
を準用する。

第3 医療救護・防疫活動

【 医療班、衛生班、消防局 】

【 対策の内容 】

第2編 震災対策計画
第3章 震災応急対策計画
第4節 緊急救援期から実施する活動
『 第2 医療救護 』
及び
『 第12 防疫・保健衛生活動 』
を準用する。

第4 応急給水活動

【 給水班、水道復旧班 】

【 対策の内容 】

第2編 震災対策計画

第3章 震災応急対策計画

第4節 緊急救援期から実施する活動

『 第3 緊急給水体制の確立 』

を準用する。

第5 食料・生活必需品の給与

【 援護班、避難所運営班、教育施設班、学校班、医療班 】

【 対策の内容 】

第2編 震災対策計画

第3章 震災応急対策計画

第4節 緊急救援期から実施する活動

『 第4 緊急食料供給体制の確立 』

及び

『 第5 緊急生活必需品供給体制の確立 』

を準用する。

第6 行方不明者及び遺体の搜索、遺体の収容処理、埋葬

【 警察署、消防局、援護班 】

【 対策の内容 】

第2編 震災対策計画

第3章 震災応急対策計画

第4節 緊急救援期から実施する活動

『 第9 行方不明者及び遺体の搜索、遺体の収容処理、埋葬 』

を準用する。

第7 被害建物の応急対策

【 住宅復旧班、消防局 】

【 対策の内容 】

第2編 震災対策計画
第3章 震災応急対策計画
第4節 緊急救援期から実施する活動
第7 二次災害防止活動
『 7.3 応急危険度判定 』
及び
第5節 応急対策期から実施する活動
『 第5 住宅対策 』
を準用する。

第8 ボランティア・労務者の確保・供給

【 援護班 】

【 対策の内容 】

第2編 震災対策計画
第3章 震災応急対策計画
第4節 緊急救援期から実施する活動
『 第10 ボランティア・労務者の確保・供給 』
を準用する。

第8節 ライフライン施設の応急対策

本市において、おおむね1,000年に1度の確率で起こり得る大雨(2日間で746mm)により、道路、交通、ライフライン等の施設が被災した場合、住民の日常生活や社会活動に極めて大きな影響を与えることになるため、生活関連施設の管理者は、迅速な応急復旧措置を講じることができるよう計画を定める。

***** 《 ライフライン施設の応急対策の構成 》 *****

第8節 ライフライン施設の応急対策

第1 上水道、下水道の応急対策

第2 電気施設 応急対策

第3 都市ガス施設 応急対策

第4 LPガス施設 応急対策

第5 電信電話施設 応急対策

第6 交通施設 応急対策

【 対策の内容 】

第2編 震災対策計画

第3章 震災応急対策計画

第5節 応急対策期から実施する活動

第9 ライフライン施設の応急復旧

『 9.1 上水道、下水道の応急対策 』

『 9.2 電気施設 応急対策 』

『 9.3 都市ガス施設 応急対策 』

『 9.4 LPガス施設 応急対策 』

『 9.5 電信電話施設 応急対策 』

『 9.6 交通施設 応急対策 』

を準用する。

第9節 交通対策

災害時における被災者、災害対策要員、災害対策用資機材及び救援物資等を迅速に輸送するため、緊急輸送道路等を対象に交通対策を実施する。

***** 《 交通対策の構成 》 *****

第9節 交 通 対 策

第1 緊急輸送路・車両の確保

【 対策の内容 】

第2編 震災対策計画

第3章 震災応急対策計画

第4節 緊急救援期から実施する活動

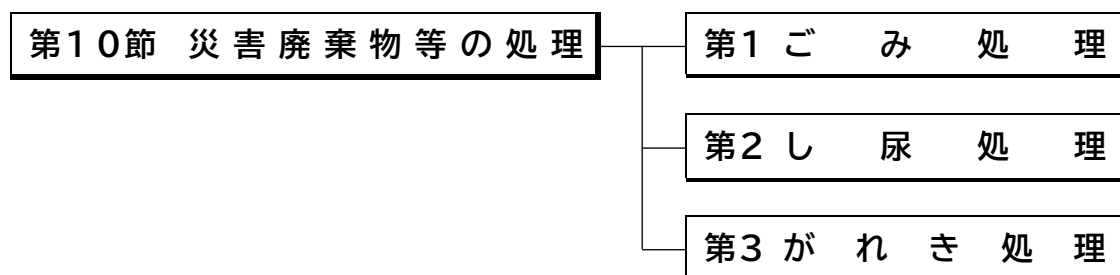
『 第1 緊急輸送体制の確立 』

を準用する。

第10節 災害廃棄物等の処理

洪水により本市が浸水被害を受けた場合、水が引いた後には多量の障害物やごみが排出される等、生活上様々な面で不都合が生じてくるため、被災地の住民が当分の間の生活に支障のないよう清掃、障害物の除去等を実施する。

***** 《 災害廃棄物等の処理の構成 》 *****



【 対策の内容 】

第2編 震災対策計画

第3章 震災応急対策計画

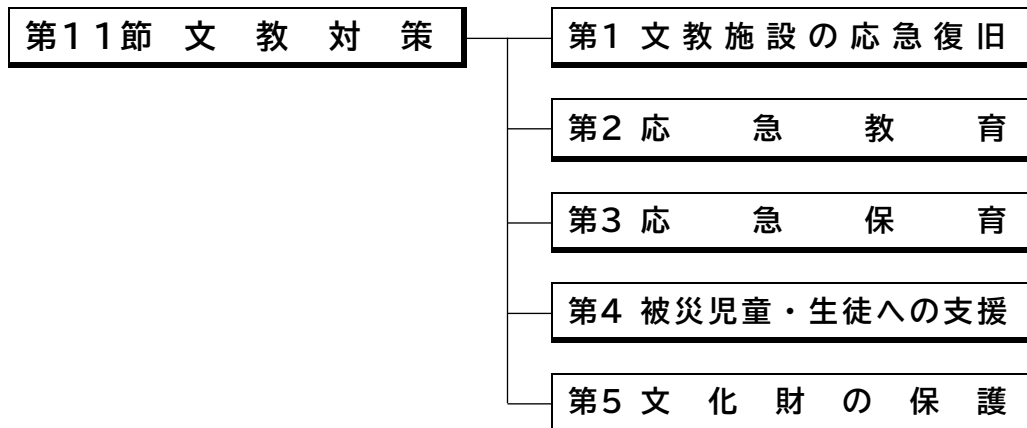
第5節 応急対策期から実施する活動

『 第4 災害廃棄物等の処理 』
を準用する。

第11節 文教対策

災害時に児童生徒の安全を確保し、また災害により平常の学校教育の実施が困難となった場合は、本市は、関係機関の協力を得て教育の早期再開を図る。

***** 《 文教対策の構成 》 *****



【 対策の内容 】

第2編 震災対策計画

第3章 震災応急対策計画

第5節 応急対策期から実施する活動

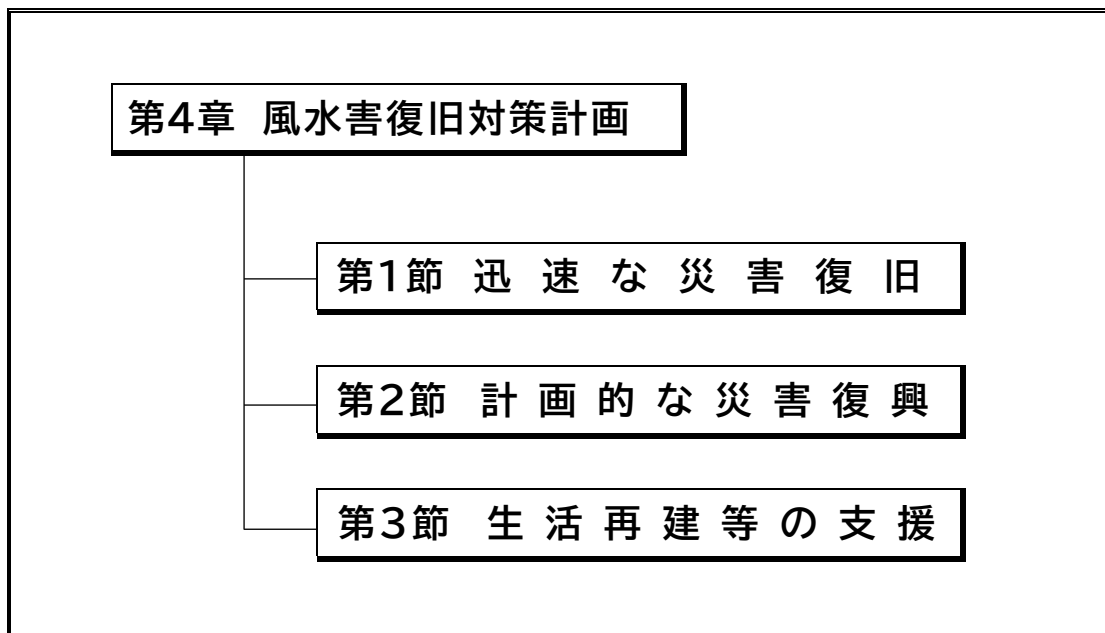
『 第7 文教対策 』

を準用する。

第4章 風水害復旧対策計画

この計画は、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、市民生活安定のための緊急措置を講じるものとする。

次に、風水害の発生に伴い被災した施設の原形復旧を行い、さらには、再度の被災防止を目的に、必要な施設の設計又は改良を実施する等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標に、その実施を図るものとする。



第1節 迅速な災害復旧

災害発生後、被災状況を的確に把握し、再度災害の発生防止や将来の災害に備えるため、必要な施設の改良復旧の事業計画を作成し、迅速にその実施を図る。

【 施策の内容 】

第2編 震災対策計画

第4章 震災復旧復興対策計画

『第1節 迅速な災害復旧』

を準用する。

第2節 計画的な災害復興

被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する災害復興計画を速やかに作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。そのため、事前に復興プランを策定し、災害復興が速やかに行われるよう準備する。

【 施策の内容 】

第2編 震災対策計画

第4章 震災復旧復興対策計画

『第2節 計画的な災害復興』

を準用する。

第3節 生活再建等の支援

災害により被害を受けた市民の自立復興を促進し、もって市民生活安定の早期回復を図ることを目的に、被災者の援護について以下の計画を定めるものである。

【 施策の内容 】

第2編 震災対策計画

第4章 震災復旧復興対策計画

『第3節 生活再建等の支援』

を準用する。

